

第八十回国会 商工委員会 議録 第五号

昭和五十二年三月十一日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

- 委員長 野呂 恭一君
- 理事 中島源太郎君
- 理事 武藤 嘉文君
- 理事 上坂 昇君
- 理事 松本 忠助君
- 青木 正久君
- 粕谷 茂君
- 佐々木義武君
- 辻 英雄君
- 中西 啓介君
- 西銘 順治君
- 前田治一郎君
- 板川 正吾君
- 後藤 茂君
- 武部 文君
- 渡辺 三郎君
- 玉城 栄一君
- 宮田 早苗君
- 大成 正雄君

- 理事 橋口 隆君
- 理事 山崎 拓君
- 理事 佐野 進君
- 鹿野 道彦君
- 藏内 修治君
- 島村 宜伸君
- 渡海元三郎君
- 橋本 進君
- 萩原 幸雄君
- 渡辺 秀央君
- 加藤 清二君
- 清水 勇君
- 中村 重光君
- 長田 武士君
- 西中 清君
- 安田 純治君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 田中 龍夫君
- 國務大臣 (經濟企画庁長官) 倉成 正君

出席政府委員

- 公正取引委員会委員長 澤田 健君
- 公正取引委員会事務局長 水口 昭君
- 公正取引委員会事務局長 長谷川 古君
- 公正取引委員会事務局長 柳井 昭司君
- 官房参事官

第一類第九号

商工委員會議録第五号

昭和五十二年三月十一日

委員外の出席者

- 科学技術庁原子力局長 川崎 雅弘君
- 外務省国際連合局外務参事官 小林 智彦君
- 商工委員会調査室長 藤沼 六郎君
- 資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康君
- 資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君
- 中小企業庁長官 岸田 文武君

委員の異動

三月十一日 辞任

安倍晋太郎君

補欠選任

中西 啓介君

- 經濟企画庁調整局長 宮崎 勇君
- 經濟企画庁国民生活局長 井川 博君
- 經濟企画庁物価局長 藤井 直樹君
- 通商産業政務次官 松永 光君
- 通商産業省通商政策局長 矢野俊比古君
- 通商産業省産業政策局長 濃野 滋君
- 通商産業省立地公害局長 斎藤 顯君
- 通商産業省基礎産業局長 天谷 直弘君
- 通商産業省機械情報産業局長 熊谷 善二君
- 通商産業省生活産業局長 藤原 一郎君
- 資源エネルギー庁長官官房審議官 橋本 利一君
- 資源エネルギー庁長官官房審議官 武田 康君
- 資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君
- 中小企業庁長官 岸田 文武君

- 中村 重光君
- 長田 武士君
- 玉城 栄一君
- 安田 純治君
- 大成 正雄君
- 佐野 憲治君
- 岡本 富夫君
- 近江巳記夫君
- 不破 哲三君
- 大原 一三君
- 補欠選任 安倍晋太郎君
- 中村 重光君
- 玉城 栄一君
- 長田 武士君
- 安田 純治君
- 大成 正雄君

三月五日

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二三三号)

同月八日

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出、衆法第五号)

同月七日

小売商業調整特別措置法の改正実施等に関する請願(安藤慶君紹介)(第一〇八三三号)

同月八日

農機具の安全対策に関する請願(津川武一君紹介)(第一三三九号)

同日

野呂委員長 これより会議を開きます。内閣提出輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

野呂委員長 これより会議を開きます。内閣提出輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小企業に関する件
資源エネルギーに関する件
經濟の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○田中國務大臣 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨につきまして御説明を申し上げます。

○野呂委員長 これより会議を開きます。内閣提出輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

輸出保険法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田中國務大臣 輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨につきまして御説明を申し上げます。

わが國經濟が今後とも世界經濟と調和のとれた発展を遂げてまいりますためには、海外資源等の安定供給の確保を図るとともに、貿易構造の高度化、經濟協力の推進等を進めていかなければならぬのでございます。なかんずく、今後の貿易構造の高度化の中核をなしますプラント類の輸出、海外建設工事等につきましては、発展途上國の經濟發展に寄与いたし、國際的にも摩擦を惹起しない輸出または技術の提供等としてわが國としても大いに推進をすべき分野でございまして、さらに、これらの推進は國內の数多くの関連中小企業の事業活動にも大きな効果を及ぼすものと考へます。

ところで、プラント類の輸出、海外建設工事等の受注を行います場合には、輸出者または技術提

供者は、海外の発注者の要請に従いまして、当該輸出等の履行を保証するための金融機関の発行する保証状、いわゆるポンドを提出することが国際取引におきまざる限り相なっておりませんが、近年、わが国におきましては、これらプロジェクトの規模の大型化等に伴いまして金融機関のポンドの発行に伴います危険が増大し、輸出者等が金融機関から輸出保証を得ることが困難な様相を示しつつあります。このような事態を放置いたしておきまざると、わが国といたしまして推進すべきプラント類の輸出や海外建設工事等の受注に支障が生ずること相なりますので、ポンドの発行に伴う危険を担保するために必要な措置を整備いたすことが緊急の課題と相なっております。

輸出保険制度につきましては、従来から経済環境の変化に機動的に対処して制度改正を行ってまいりましたが、このたびも、以上に述べてまいりましたような実情にかんがみまして現行の輸出保険制度に所要の改正を加えることとしたし、本改正案を提案いたしました次第でございます。

次に、改正案の内容を御説明いたします。今回の改正点は、西ドイツ、フランス等の先進諸国におきましてすでに実施を見ております輸出保証保険をわが国におきましても創設することでありま。

これは、外国為替公認銀行等の金融機関が輸出者等の依頼に応じまして当該輸出等について輸出保証を行った場合におきまして、その金融機関が輸出保証の相手方でありまざる海外発注者からの請求に基づきまして、金銭を支払う等の保証債務を履行したことにより受ける損失を一定の範囲内においてん補することを主たる内容とする保険でございます。

本保険の新設によりまして、輸出者等が金融機関から円滑に輸出保証を得ることが可能となり、プラント類の輸出、海外建設工事等が一層促進せられるものと期待いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようにひとえにお願いを申し上げます。

○野呂委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○野呂委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐野進君。

○佐野進委員 通産大臣、経済企画庁長官、公正取引委員長がそれぞれ過日所信を表明されたわけでございますので、私はそれに対する質問をいたしたいと思っております。私はそれに対する質問をいたしたいと思っております。私はそれに対する質問をいたしたいと思っております。

通産大臣も、経済企画庁長官も、その所信表明の中で、景気の回復の問題については最重要の課題として取り上げておられるわけでございませぬ。また、福田内閣そのものもこの問題を最大の課題として取り上げておられることは私もよく承知しております。それに関連いたしまして、大臣は、もちろん、それぞれの次官、局長等におきましても、これらの具体的な対策につきまして、報道機関を通じて対外的に明らかにされておられることもたくさんあるわけでありませぬ。それらの点を一々

分析しながらこの問題の焦点をしぼって具体的に議論をいたしますれば何時間あっても足りないわけでございますので、私は、原則的にそれらの面についてこの際ぜひ明らかにしていただきたいという点について大臣並びに関係局長に質問をしてみたいと思っております。

まず、通産大臣に御質問いたしますが、福田内閣の経済政策の基本といたしましては、景気浮揚対策の第一の柱として、いわゆる公共事業や減税かという問題については、公共事業優先だという形の中で対応してこられておられるわけでありませぬ。しかし、国会の予算委員会における議論を通じて、過日予算委員会の結論が出されて、減税方式も取り入れて予算修正をするという形になってきております。こういうような形の中で、政府がいまままでの予算の編成の方針ないしとってこられた方向の中で、議会の意向を受け入れた形の中で予算の修正を行うというぐあいには若干の軌道修正を余儀なくされておられる。その余儀なくされておられるというこの持つ意味は、いままでの福田内閣ないし自由民主党の政策だけではもはや経済運営は不可能である、野党その他各方面の意向を入れる形の中で経済運営をしていかなければならぬのであるということを一つ明確に示された結論であると思うわけでありませぬ。

したがって、このこの持つ意味は、単に予算が修正され減税が上積みされたということだけでなく、非常に重要なものがあると思うわけでありませぬ。このことに対して、経済運営の原則に関連する問題でございませぬから、両大臣からこの結果についての考え方をいしこれらから対応していく方針について御説明を願いたいと思っております。

○田中事務大臣 御質問の要旨のこの経済の景気浮揚政策に当たりまして、従来政府が公共投資を中心として景気浮揚ということを唱えてまいり、同時に、これに對しまして減税という問題も非常に重要な経済の浮揚政策であるといういろいろの御注意やその他に当たりまして、数日來眞剣な各党を挙げての御審議がなされまして、そして

ここに新たに本党に挙党的な挙国的な意味において皆様方の御意見も取り入れた新しい浮揚政策というものがとられるように相なつた、かように私は心得てよいかと存するのでございませぬ。

○倉成國務大臣 お答えいたします。まず、与野党合意のもとで国会における減税の追加、また予算における今回の恩給や年金等の繰り上げということが行われまして、これは厳密に受けとめておる次第でございます。年金や恩給の二カ月追加ということは可処分所得に影響してくる、その面からは好影響を及ぼしてきておると思ひます。

なお、減税の問題については、財源を何に求めるかということがまだはっきりいたしておりませぬので、景気の問題から考えますと、これから財源がはつきりした時点でひとつ私の意見は申し述べたいと思っております。

○佐野進委員 ここで時間を余りとするわけにはまいりませぬから原則的なことだけ聞いておきたいと思つておりますが、要するに、公共事業優先のいわゆる景気対策というものに対して、一般国民の消費能力を回復させる、国民の生活を向上させる中で消費を増大させる、そういう中で一つの景気対策を採用すべきではないか、こういうような点における主張等が入れられて、結果的に今回の予算修正になった。技術的な面にはいろいろ議論があるとしても、大綱としてはそういうことになってきたと思つておられます。

そこで、そういうような形の中における方向転換ということが結果的に政府、野党を含めた合意の上において、自民党ももちろん入つてその政策転換が行われてきたという形の中で今後経済運営を行うことについて、通産大臣ないし経済企画庁長官がその厳密なる事実を事実として受けとめた上でこれからの新しい経済政策の転換に對しては、いかんか、ただ三千億上積みしたのだ、あるいは減税方式の中で低所得者に対する対策を立てた

は減税方式の中で低所得者に対する対策を立てた

形の中で処理したのだということだけでは、本来の意味における景気回復対策ということについての、国民的合意の中に行われた今回の意味がきわめて薄められていくのではないかと、したがって、これらの面について、公共事業優先ということも、私どもはここで全面的に否定するわけではないけれども、通産大臣ないし経済企画庁長官は、消費購買力の増大等を通じて、設備投資の増大等、あらゆる面におけるところの景気対策にもっと積極的に対応していくべきではないか。こういう点を私は強くこの際意見として申し述べておきたいと思っております。

そこで、この際これらの問題に関連して、それそれ各局の方から意見が出されておられるわけであり、産政局長は、この前私はある新聞を読んでおりました。景気浮揚対策についていろいろの意見を申し述べられておられるわけですが、通産産業省としての立場における当面する景気浮揚対策に対して、何を最も中心的課題に置いて対応していかなければよくなるのか。もちろん新聞で読んでおりますが、その私が見たという形の中だけではまだ不十分だと感ずる点もありませんので、産政局長のこの点についての見解をこの機会に明らかにしておいていただきたいと思います。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの佐野先生の御質問は、数日前朝日新聞に私の談として出ておりました記事をお指しになつておられると思いますが、あそこで私が申し述べましたのは、その前に、一月の末現在で最近の主要業種の動向調査をいたしまして、その結果といたしまして、通産大臣が今後の景気対策の方向としてお述べになりましたことを私があそこで述べましたわけで、四点になっております。

まず、当面の問題といたしましては、この前国会で御承認をいただきましたいわゆる補正予算をなるべく早期に執行するということで、第一は、ただいま御審議をお願いしております五十二年度の本予算のできるだけ早い成立を期待いたします。

て、そして公共事業を中心にその執行を早期に図ることが第一ではないかというところであります。それから、これは順番は一番最後に私は述べたと思っておりますが、第二には、何しろ現在いろいろな業種におきましていわゆる需給のアンバランスというものが表に出てきておるので、そういう需給のアンバランスに悩みます業種につきましては、きめ細やかな、しかも構造問題をも含めまして不況対策を実施していくということが必要ではないかということが第二番目でございます。

それから、第三番目の問題といたしましては、特に景気対策という観点から考えましたときに、今度の不況の一つの特色といたしまして、民間設備投資の盛り上がり非常に少ない、遅いという点が特徴でございます。この点には民間設備投資をどうしようかという点で、遅いという基本問題がございまして、今後の中長期を踏まえまして、ぜひ設備投資の促進を図るべき電力等につきましては五十二年度の設備投資計画をなるべく大きくして、もう一方の方向に考えてもらい、あるいは輸出の面でプラント輸出の一層の振興を図るというような対策が必要ではないかというところが三番目でございます。

四番目といたしましては、これは若干中長期を踏まえた問題でございますが、やはり、これから先を考えましたときには、企業の収益が五十年の一一三を底といたしまして順次回復に向かつておりましたのが、最近頭打ちあるいは一部の業種では企業収益の回復状況が鈍ってきた、こういうことではこれから設備投資もなかなか起ってこない、中長期を踏まえても企業の金利負担の軽減を図るという方向が政策としてとられるべきではないかというところであります。

○佐野(進)委員 大臣、産政局長が新聞に発表された点について、私も読みましたし、さらにいま局長の言われたことは、やはり一つの問題の中心

を一つのおることであろうかと思っております。しかし、それらのことが結果的に景気浮揚対策の柱として、通産行政の中においてそれを中心的に推進するとういうか、大臣はいまの局長の御答弁を聞きながら判断しておられるかどうか、私も、あなたのお信表明を読んだ上で、いまの答弁を聞きながらどう御判断されるかということをお聞きしたいとおもうことを踏まえてお答えをいただきたいと思います。

○田中中国務大臣 お答えをいたします。

景気浮揚対策につきまして、基本的には昨年の十一月十二日の政府として決定をいたしました七項目がございしますが、その間において、それを踏まえまして、通産省といたしましていろいろの施策を講じてまいりました。

御案内のとおり、たまたま本日八時から景気浮揚に対する政府の第二次とも申すべき対策の閣僚会議がございまして、この機会に一言申し上げたいと存じますが、まず、昭和五十二年の予算の早期成立を期すことと同時に、そのもとにおきまして、成立後におきましては、当該年度の公共事業等につきましては、特に上半期におきまして、契約済みの割合が全体としておおよそ七〇％程度となることを目指してまいりました。早期執行が可能となるような所要の準備をいたしておこう。また、これは公社、公団等の財政投融資の対象の機関の行う事業についてもこれに準じましょう。なお、地方公共団体に対しても同様の要請もいたす。第二の点は、金利政策につきまして、市中の貸し出し金利の低下がさらに促進されるように配慮をいたし、また、第三は、住宅建設の促進、住宅金融公庫の融資の円滑化。すでに三万户分につきましては繰り上げ募集を行ったところであるが、さらに九万户分について四月中募集を目途として準備を進めます。住宅向けの融資の促進。さらに、通産省の方として特に関係のございすのは民間設備投資の促進という項目でありまして、電力業設備投資の円滑化と電源立地のための諸手続の推進に努めること等によりまして電力業設備投

資の円滑化を図る。同時に、また、その繰り上げ発注等についても特段の措置を講ずる。また、政府金融機関の融資の推進、民間設備投資の促進に資するために引き続き政府系金融機関による融資の円滑化を期す。

先般取り決められた七項目に加えまして、さらに、本日、この四点の方針に基づいて景気浮揚対策を今後行おうというような次第でございます。ただいま濃野局長から申し上げましたこともこの中に含まれる、かように存する次第でございます。

○佐野(進)委員 私は、それらの大臣のお話あるいは局長のお話等について議論をしてみたいという気もするわけですが、きょうは総括的な質問でございまして、政府の景気対策というものが、ここ数年の経過を見てまいりますと、結果的にいわずにせよ、政府の景気対策というものが、中途半端に終わるというかと、全然成果が上がらなかつたと言つた私の言ひ過ぎにもなるかと思つて、必死の努力をされていることは私は認めますけれども、その努力にもかかわらず不況からそう脱却でき得ないという状況の中で、何か一つ足りないのではないかと、この状況の中で、何か一つ返し主張してまいりましたし、その主張の示され今回の予算の修正という形の中で具体的に示されてきておられると思つております。したがって、いまの景気対策について大臣の御説明をお聞きし、あるいは局長のお話をお聞きいたしまして、あるいは、国民的な感情からいいたしましては、なかなか来ないところもそこにあるのではないかと、この点については、私、それぞれの点について具体的な質問は後に譲ることにはいたしますが、一番大きな問題は消費を回復すること、あるいは設備投資を増大すること、同時に輸出をふやすこと、これらは何回も何回も繰り返されてきたわけですが、この中で、最も日本経済の今日の不況下にありながら、やや安定した形の中でその役割

りを果たしてきたのは通商貿易であったと思うのであります。ところが、この通商貿易の問題につきましてもいまや大きなかげりが見えつつあるという事は、新聞紙上におけるところの対ヨーロッパあるいは対アメリカ、その他の地域におけるところの問題発生においても明らかであるように思うのであります。

そこで、私は、通商局長にこの際見解をただしておきたいと思うのであります。アメリカの対日貿易に対して、家電、いわゆるカラーテレビを初めその他の通商に対するところの妨害的な条件が発生しており、あるいはEC諸国におけるところの自動車等々の問題がそれぞれ発生しておるわけでございますが、これらは輸出あるいは国内産業の中における家電、自動車という二大成長産業が一定の頭打ち状況からダウン傾向に入っていく兆しではないか、したがってこのことが日本経済に対して非常に大きなマイナスの影響を与えるのではないかとということが心配され、この二つがだめになってしまふならば、そして、いまの政府の行いつつある景気回復対策だけに頼らうとするならば不況はますます深刻化していくのではないかと、いろいろおそれを抱えておりますので、この点に對する現在の状況について、簡潔で結構でございますが、通商局長の説明を受けておきたいと思うわけでございます。

○矢野(後)政府委員 お答えいたします。いま先生から御指摘のように、現在に至るまで、いわば輸出型、輸出の市場型の景気回復が行われていたことも事実でございます。その中で、御指摘のような自動車あるいはカラーテレビあるいは鉄鋼といったような問題が、市場摩擦、貿易摩擦ということであるという現象が出ています。私も事実でございます。私どもとしては、やはり、日本は無資源国であるというような前提からいいますと、輸出というものは非常に重要視しなければいけないという事は変わっておりません。しかし、そういった個々の特定品目が集中豪雨的に輸出されまして、いわば市場摩擦を起こす

という点については、相手国産業への影響その他も十分配慮して対応しなければならぬと考へておるわけでございます。現在、アメリカにおきましては、御承知のように、カラーテレビにつきましまして、恐らく本日よりゆるICTCの勧告が出るかと予想されておりましたが、いろいろと中の議論がありまして十四日に延びたという報告が入っておりますが、こういう問題につきましましては、先の大統領決定という問題が出てまいるわけでございますが、その間にできるだけ日本の産業の事情もよく理解し、それから同時に相手国の立場も踏まえまして、できるだけこれが穏やかに解決できるように努力をいたしたいと思ひます。

なお、鉄鋼につきましまして、S.T.R.に対する通商法三百一条の提訴は行われておりますが、これは現在のところは公聴会のみまでとまっております。

ECにおきましては、最近、ベアリングにつきましまして、いわばダンピング関税の暫定関税の賦課がございました。私どもとしては、このベアリングについて、いわゆるダンピングという考え方は考えられないという立場をとっておりますが、そういう判例に基づいて現在各企業の調査が行われておりますけれども、この三カ月の延長という問題ができませんように、できるだけ私どもとしても業界の動きに合わせて協力して、話し合いの上で解決をし、そういう事態を招かないようにいたしたいと思ひます。

その他、自動車あるいは特殊鋼、またカラーテレビというような問題もそれぞれございまして、これは業界の話し合いあるいは私ども政府間の話し合いによりまして、いわゆるお互いの情報交換というところから両方相互理解をいたしまして、いまのところはこういう問題はな

いと思ひますけれども、いわゆる輸出というものについてどういった摩擦は十分避けまされども、私たちの立場といたしましては、できるだけ重視しておくという立場を変えておりません。

○佐野(進)委員 通産大臣、いま局長から答弁をいただいたわけでありますが、わが国の経済回復について非常に大きな役割を五十一年度に果たしたと言われている自動車あるいはカラーテレビ、いわゆる家電等の輸出産業、これに對して重大な障害が発生しつつある。こういう状況の中でこの二大産業は——もちろん、鉄鋼は輸出が増大しているにもかかわらず不況を脱し切れぬ。こういう形の中でのいろいろな問題があるようにございまして、そのほかいろいろと、一つ一つを挙げればその数を数えることに困るほどであると思うのでありますけれども、いずれにせよ、貿易をもつてわが国経済の運営の重大な柱にしておる状況の中で、この二つの産業についての現在置かれておる状態というものはきわめて憂慮すべきものである。

しかしながら、また、それぞれの国にとつては、それぞれの経済にとつて重大な影響を持つものでありますから、わが国がそれぞれの国と同じ立場に立ったときにやはり同じような議論が出てくることは当然であるわけでございます。この点については非常に大きな政治的な一つの対応をしていかなければならぬではないかと、いろいろあいとわれわれは判断するわけですが、それについては民間施設が、たとえばヨーロッパにおいては話し合ってきたとか話し合おうとか、あるいはアメリカにおいては、いま言われたような程度のお話相手方の出方を見るところの中に、このみ対応されておるといふような気がするわけでありまして、これらについて、政府としてはどういふような形の中で対応していかれることが望ましいとお考へになっておるかと。

私は、積極的に対応していかなければならぬではないかと思つておりますけれども、それに対してはきわめて不足しておるような判断をいたしておりますので、その立場から通産大臣の見解をこの際お聞きしておきたいと思つてござい

特に、貿易の面におきまして、わが国が貿易立国をいたしております関係から申しまして、ECの市場あるいは対米市場というものは非常に重大な問題でございます。これに對しては、取組みというものはこれからは真剣な努力を注いでいかなければならぬと存じておりますけれども、特に、ヨーロッパ市場等におきましては、先生も御案内のとおり、業界におきまして、あるいは自動車の問題につきましても、あるいはその他造船の問題等々についても、いわゆる民間外交と申しますか、業界同士の真摯な話し合いが続けられ、その誤解も解けたり、あるいはまたベアリングのように非常にまた問題を起こしてまいる等新たな問題も生じております。

同時に、このECに對するきめの細かい業界同士の総合的な対策が講じられておりますとは別に、さらに、また、対米関係におきましては、その他自動車等の問題に相なりまして、アメリカの方の独禁法というふうなものもございまして、単なる業界同士の話し合いでは進んでまいりません。また、先方の方も、御承知のとおりに、政府におきましてのいろいろな交渉、対策を講じておるような次第でありまして、今後もこれらの問題につきましましては政府間の細かい話し合いに移つていかなくちやならぬと、かように考へておるかと。

やはり、国々によりましてもおの法の法制も違ひますし、かような中を縫ひまして私どもは全力を挙げてこの問題を処理し、解決いたさなければならぬ、かように存じておる次第でございます。○佐野(進)委員 私の質問しておる趣旨が余り深く理解されておらないような気がいたしますので、これは改めてまた機会を得て強く深く議論をしていきたいと思います。それから、先方、民間の外外交というか、折衝というか、それを超えた一つの強力な政治的な政府の力が必要になってきているのではないか、それに対する政府の取

り組みというか、大臣の行動というか、そういうものについては消極的ではないかということだけをこの際指摘しておきたいと思うわけでありませう。

それに関連いたしまして、もう一つあるわけです。それは、この次の輸出保険法の論議の際には徹底的に深めてみたいと思う問題でございますけれども、いわゆるプラント輸出であります。この際においては、今度の場合は海外建設工事ということも関連するわけでございますが、プラント輸出をして海外におけるところのそれぞれの建設を促進して、そのでき上がったものから生産物が逆輸入されてくる。結果的にその輸入されてきたものによってわが国経済の基幹的な産業が大打撃を受ける。これはいま繊維の中で具体的にあらわしておるわけでありまして、いま行われつつある経済回復の浮揚策の一つとしてのプラント輸出問題がそういうような形の中で逆にわが国経済の足を引っ張る。何年か先には足を引っ張ることになるという可能性を持つものもたくさんあると思うのです。いまは苦しいからそれによって輸出をする。そのことによってわが国の経済に対して一定のメリットを与える。だが、しかし、それが結果的にわが国の不特定産業に対して壊滅的な打撃を与える。これは十分考慮しながら対応していかねければならぬ課題であらうと思うわけでありませう。

政策の重大な柱としてこの点を強調しておられるわけでございますが、こういう点についてはよほど注意をする必要があると思うもかかわらず、それをしなければならぬという、そういう問題との関連の中で大臣はどうか判断をするか。ここではただ一方的に、やっつけばいいんだ、やっつけばいいんだ、いわゆる何千億、何百億のプラントが輸出せられ、そのことによってわが国の景気回復のためになるのだということだけが強調されておるようでございますけれども、それらの点についての見解をこの際明らかにしておいていただきたいと思います。

○田中 中国務大臣 今日御提案申し上げましたいわゆるポンド保険という問題とも関連をいたしません。ただいま先生が御指摘になりましたプラント輸出の問題につきましては、全く、私も従来からそのことを懸念いたしながら、同時に、また、海外経済協力という面でも進めたいというわけでございますが、一番問題は、近隣諸国に對しますところの、後発途上国にプラントを輸出いたしたすことが、わが国自体としましてはその輸出市場を喪失し、今度は逆にほぞをかむといったようなことがないようにという配慮はもろろん考えなくては相なりませんが、また、反面、伸びてまいります後発途上国のわが国に對します要請にこたえなかつたならば、その国はそれでもってそのプラントをつくらぬかと申しますと、そうではなくて、あるいはヨーロッパ方面あるいはその他各国からのその国に對しますプラントの売り込みと申しますか、競争というものが相当あるわけで、もし日本がそれに応じない場合には直ちに逆によその国からその発注に對して受注するというようなことにも相なつてしまふという、こういうふうな痛しやゆしの面も出てまいるのでございます。

また、反面、今日輸出が大変問題になっておりますけれども、単体の輸出やなんかではなく、後発途上国の方からの要請、なにか産油国方面からの要請に對しまして、それにこたえてプラントを出してまいるといふことは、国際経済の上から申すならば、偏在いたしません産油国のオイルマネーのリサイクルというふうな意味から申しましても、これはむしろ国際的に大きな意義を持つものでございませぬ。これらの要請がまたわが国経済に對しますから、これがほとんどがタイピングでございますから、その契約の成立と同時に直ちに日本に對します発注というふうなことにまゝまいります。このことはむしろ設備投資その他が非常に推進されるという景気回復の効果も非常に大きいのでございまして、今回お願いをいたしました大型プロジェクト、あるいはまた大型プラントに對します保証状というふうなものが今

日までネックになつておりました、いろいろなコミットメントはいたしましたが、それが実際には履行できないという、日本にとりましては大変に不信を買つておいた問題を一つ解決いたすことに相なるのでございませぬ。

かような意味から、プラント輸出という問題も、先生の御懸念は私も感を同じくいたしますが、同時に、また、国策として推進をしたいと思います。なければならぬ、かように考える次第でございます。

○佐野(進)委員 これだけやっておりますと時間が経過いたしますので、次の問題に進みたいと思つておりますが、いづれにせよ、景気対策は現内閣の最大の課題であるにもかかわらず遅々として、進捗状況ではあり得ないし、このままの態勢の中では、五十二年度も相変わらず不況の中で国民が苦しむという状況が予想されておりますので、対外的、対内的な状況を判断いたしますと、ひとつ一層の努力を通産当局も経済企画庁もしていただきたいと思つておられます。

さて、次の問題は、資源エネルギーの問題に關連してありますが、この問題はたくさん内容があるわけでございますが、まず、第一に御質問したいことは石油売りの価格の問題であります。御承知のとおり、出光が発表し、あるいは日本石油が発表し、その他これに追隨して価格の引き上げが発表されつつあるわけでありませぬ。けれども、これについて通産当局としてはどのように対応しておられるか、この際長官にその見解をただしたいと思つておられます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、元売り十三社のうち、現在まで十社が値上げ案を提示いたしまして、ユーザーと交渉に入つておるわけでございます。

御承知のとおり、昨年のドーハの総会では、価格につきまして五％アップの国と一〇％アップの国ということ、いわゆる二重価格制になつてきておるわけでございます。これにつきましては、われわれの計算によりますと、かれこれ七、八％

の原油価格の値上がりとなつて影響が出てくるのじやなからうかと思つております。といたしますと、日本全体としては十七ないし十八億ドル、五千億円前後にならうかと思つておりますが、ただ、個々の企業につきましては、それぞれ五％アップあるいは一〇％アップの油をどの程度に引いてくるかということは必ずしもはっきりいたしておらないわけでございますが、ただ、いづれにいたしましても、五千億円程度の原油価格の上昇ということ、現在の石油企業が置かれております経営体質からいたしまして、これをみずから吸収するということには限界があるといったところから、それ三月一日からあるいは四月一日からといったようなことで、十社の元売り企業が値上げ交渉に入つておるわけでございます。

これに對しまして、われわれもいたしましては、ただいま日本経済全体も非常に長い不況に呻吟しておるわけでございます。石油業界とユーザー業界との相互の交渉を当面見守つていくという姿勢をとつておるわけでございますが、ただ、灯油につきましては、たまたま需要期に特に例年以上の異常寒波等の関係があつて消費が伸びております。そういう時期でございますので、一方で増産を指導するとともに、価格につきましては、直接家計への影響を避けるためにこの需要期は据え置くようにというふうな指導いたしておるわけでございます。

○佐野(進)委員 この問題はまた長くやつておると時間がありませんから、きわめて簡潔に質問しますが、いわゆる国民的な感覚から言いますと、円が強くなつていく、二百八十何円になった、いわゆる三百何円から二百八十何円の間を高下している、しかし、いまは強くなって高いところで安定している、そうなるると必然的にその中で為替差益が出てくる、いわゆる OPEC の値上げによつて損害が出る同時に、円が強くなることによつて利益が出てくる、そして各石油元売り会社の決算を見ても、非常に決算内容のいい会社もある、と、こういうときなぜ値上げしなければならぬ

の原油価格の値上がりとなつて影響が出てくるのじやなからうかと思つております。といたしますと、日本全体としては十七ないし十八億ドル、五千億円前後にならうかと思つておりますが、ただ、個々の企業につきましては、それぞれ五％アップあるいは一〇％アップの油をどの程度に引いてくるかということは必ずしもはっきりいたしておらないわけでございますが、ただ、いづれにいたしましても、五千億円程度の原油価格の上昇ということ、現在の石油企業が置かれております経営体質からいたしまして、これをみずから吸収するということには限界があるといったところから、それ三月一日からあるいは四月一日からといったようなことで、十社の元売り企業が値上げ交渉に入つておるわけでございます。

か。その値上げした価格はどこへはね返ってくるかという事になれば、結果的に消費者の上にはね返ってくる。こういうことは当然のこととして予想されるけれども、そのとおりになるわけですか。そういう場合に通産当局がこれに対して傍観しているという事は、灯油の場合にはきわめて政治的な発言をされて、大臣の発言が一つのきっかけとなって効果をあらわしてきたわけでございますけれども、この石油元売り価格の値上げに際して各社が統一的な値段を出さないで、それぞればらばらで発表しているけれども、全社が恐らくこれに追随していくことは当然間違った。そうなりますと、いわゆるOPEC、産油国の値上げ、それもそれぞれ条件的に違があるわけでございますが、これに便乗したというか、現実の内容にかかわらず結果的にそれに便乗した形の中で特定の利益を追求していくのではないかと疑問は払い切れないわけでありませう。

通産大臣、これらの点について内容をよく調査した上で、それぞれの企業に対しての一定の歯どめというか、指導というか、そういうことがやり得るのではないかと私は判断するわけでございませうが、それは無理なかどうか。あるいは通産としてこれに対してどう御判断をされておるか。それから、それぞれ企業はばらばらでありませうけれども、同時値上げという形の中で恐らくこれが処理されようとしておるわけでございませうけれども、むしろ、公正取引委員会としては、その後における一つの動きを厳重に監視する必要があると思っておりますが、公正取引委員会委員長としてはどうでありませうか。

さらに、経済企画庁長官としては、これら諸物価高騰の重要な原因になっていくこの石油価格の値上げに対してどのように御判断になっておられるか。
それぞれお答えをいただきたいと思ひます。
○田中閣務大臣 お答えをいたします。
OPECの値上げの問題のいろいろなこれからの分析、見通しという問題もなかなかむずかしい

次第でございますが、しかしながら、いまの石油各社の値上げの発表等に当たりましては、なお需要家、ユーザーの方との交渉の今後の経過も見守ってまいらなくてはならぬと存じております。

一方におきます為替差益という問題と、さらにまた各社の累積債務という問題がこれに対してどのように吸収されるかという問題やら、いろいろと問題があります。さらに、その中に、民族系の会社あるいは外国系の会社との問題等、今後これらの問題を注視してまいりたいと考えておりますが、要は、国民経済全般に与えます影響等々につきまして十分にこれを監視してまいらなくてはならぬと存じておる次第でございます。

なお、詳細なことにつきましては担当の者から御報告いたしますが、私といたしましては、国民経済に与えますOPECの価格の問題あるいは為替差益の問題等につきましては、重大関心を持って見守っておる次第でございます。

○澤田政府委員 御指摘の石油元売り業者が、石油製品の販売価格の引き上げにつきまして三月ないし四月から実施すると発表されたことは私も承知いたしておりますが、今回の石油製品の販売価格の引き上げがいわゆるカルテル行為によるものであるかどうかという点につきましては明らかではございませぬけれども、もしそのようなことがありませぬれば、御指摘のように独占禁止法の規定に基づきまして厳正に対処すべきものと考へておるのでありまして、そのようなことのないように、今後とも情報の入手、監視に努めてまいりたいと考えております。

○倉成閣務大臣 OPECの原油値上げの問題は一〇%、五%とありますので、総じて七%ないし八%と計算いたしますと、産業連関表を使つての計算によりますと、最終的には卸売物価に〇・七%ないし〇・八%の影響を及ぼすということになっております。消費者物価が〇・三%ということでありませうが、五十一年度中に大体一月の下旬ぐらゐから卸売物価に影響が出てまいりまして、五十一年度中に大体〇・三%、五十二年以降に残

りの〇・四、五%が出てくるのじやなかるうか、消費者物価の方は大体五十二年に持ち越されるのじやなかるうかと思つておるわけでございます。したがって、通産大臣が申されましたように、灯油については需要期について据置きというふうなことでございませうので、この石油関係の価格についてはこれから十分目を光らしていきたいと思つておるわけでございます。

なお、為替差益の問題は、きょうの寄りつき値が二百八十二円でございます。昨日の最終値も二百八十二円でございます。大体まあこの辺にここの十日間ぐらゐは推移しておるわけでございます。一月の平均が二百八十九円、それから昨年の末が三百円というところでございまして、大体、為替相場は、御承知のとおり、短期的には需給関係、長期的には卸売物価ということが決まってくると思つておるわけでも、この情勢がどこまで続くかということによってこれを判断していかねばいけないということでございます。為替相場の円高が物価に反映することができるといふに、いまその品目についてずっと追跡調査をしていくというのが現況でございます。

○佐野進委員 長官には後でいまの問題に関連して一緒に質問いたします。
エネルギー庁長官には、先ほどの私の行政指導をもう少し強力にしたらどうかということについて大臣の答弁がございませぬので、それをまずやっていたらどうかということと、さらに、これに関連して幾つかの点をこの際聞いておきたいと思つておるわけですが、まず、第一に、昨年の臨時国会で通過いたしました揮発油販売法の政省令の作業がどのように進んでいるか、この際ひとつ御説明をいただきたいと思つております。法律による時間切れは五月二十四日だということでございますが、それまでの間にどのような形の中でのその処置がとり行われるようになるのかということと、さらに指定地域の数はどのくらいになるかと判断されておるか。それぞれ地方通産局を通じて実態調査に入つておられるようでございます。

ので、その点についてまず第一にお聞きをしておきたいと思つております。
先ほどの問題が第一、それからこれが二つ目です。

○橋本(利)政府委員 まず、為替の円高問題と石油製品価格の行政指導の点でございますが、これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、とりあえず灯油について行政指導をいたしておりますが、その他の製品につきましては行政指導をするのに非常にむずかしい段階にあるということでございます。御承知のように、石油で為替差益が出る場合は一応二つ考えられます。
一つは、値決めをする際にどの程度の為替レートを設定して交渉に入るかということでございます。過去、例から申しますと、期近の三カ月の平均値をベースにしてやっておるようでございます。その値決めが決まった結果、現実の取引が行われる段階での為替レートとの差という形で一つ出てくるかと思ひます。

それから、いま一つは、輸出国から船積みになった時点でのレートと、たとえば中近東の場合二十日ほどの航海日数を要して通関して、その後ユザンスの期間が過ぎまして現実に代金を支払う場合におけるレートと、その差がどうなるかというふうな問題になりまして、極端に申し上げますと一船ごとにその為替差損あるいは差益の幅といたものが違つてくるわけでございませう。そういう問題点が一つございませう。

それから、もう一つ、この問題を複雑にいたしておりませうのはやはりOPECの二重価格制でございます。今回の各社の値上げなどを見ましても、原油価格についての最高と最低でやはり数百円の差があるといつたような現実でございます。そういうところから、行政指導いたしますに当たりまして、それぞれの企業の実情に応じてということになると非常にむずかしい状態になってまいりまして、先ほどお答えいたしましたように情勢を注視せざるを得ないということであるわけで

でございます。

それから、二つ目の揮発油販売業法の政省令の問題でございますが、これは昨年の十一月二十五日に公布され、六カ月を超えない範囲内で施行されるということになっておりまして、遅くとも今年の五月二十四日までには諸般の準備を完了せざるを得ないということで、現在必要な実態調査を鋭意進めておる、それを分析しながら政省令を固めつつある、こういう段階でございます。

それから、御指摘の地域の指定につきまして、同じように全国のカンガソリンスタンドにつきまして、その販売状況あるいは経理状況を調査いたしておりまして、現在その分析を急いでおるわけでございます。御承知のように法律に幾つかの要件規定がございます、当該地域の販売量が、全国平均あるいは大都市、中小都市、農村部といったような地域の特徴を勘案いたしまして、その平均値よりも下回っておる、しかもその地域で過当競争が行われ、かつはガソリンスタンドの経営自体が非常に困難になっておる、こういう要件に合致する地域はどの程度であるかということ、検討をまた続けておる段階でございます。現在どの程度の数を指定するかということは申し上げかねますが、地域の単位といたしましては、市町村あるいは特別区といった単位で考えております。また、その状況によりましてはそれよりも細分化した地域で指定することもあるとあわせて検討しておる段階でございます。

○佐野(進)委員 この法律は制定に際して大変議論のあった法律でありますし、関係方面においても大変いろいろ神経をとがらしておる問題でもあろうと思われたいと思っております。もう少し聞いてみたいと思っております。

それでは、非指定地域というものは指定地域に對してどういふような条件になっていくのか。いわゆる指定地域というものはいまの説明ではきわめて限られた段階ですから、多くの非指定地域ができてくる。これに對する対策を考えないで指定地域ということだけでは、この法律をつくった趣

旨にも合致しないのではないかと気がするわけでございますが、いわゆる非指定地域というもののについては、指定地域が決まったあとについてはすべて自由に行われるというぐあいに考えていいのかがどうか、あるいはそうではなくて、これに對して適当な歯どめという措置が考えられておるのかどうか、これをひとつお聞きしておきたいと思っております。

さらに、関連いたしましたして、法施行前にこの建設を促進しようではないかという動きがそれぞれの地区においてきわめて顕著であるというふうなことも私も聞いておるわけでございますが、これに對してはどのような対応をしておられるのか、この際明らかにしていただきたいと思っております。

そして、また、これらの問題を含めて三月末に流通小委員会が設置されるやに聞いておるわけでございますが、この構想はどのようなようになっておるか、この際ひとつ御説明をしていただきたいと思っております。

○古田政府委員 ただいまの先生の御質問の非指定地区についての問題は、従来行われておりました行政指導の取り扱いの問題ではないかというふうに関係方面の意見を徴しつつ検討を進めておる段階でございます。ただ、石油危機以降省エネルギーの観点から実施しております給油所の凍結指導につきましては、この際全面的に再検討をし、見直していきたいというふうな考えがございます。ただ、新たな行政指導をどういふ形にするかということにつきましては、ただいま申し上げましたように現在なお検討中であるということでございます。

それから、駆け込み的動きにつきましてどう対処するかという問題でございますが、過日私どもの方で資源エネルギー庁に元売り各社の責任者を呼びまして、駆け込み建設の自粛等につきまして強く要請したところでございます。また、各通産局におきましても、当事者につきましてそれぞれ

れ必要に応じて行政指導に従うよう説得してきたところでありますが、今後ともこういう形で駆け込み的動きが強くなるないように積極的な努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、三番目に御質問がございました流通小委員会につきましては、発足の時期につきましてまだ必ずしも最終的な構想が固まっておりますんけれども、現在委員の方々の選定を急いでいるところでございます。

○佐野(進)委員 時間がだんだん迫っておるわけですから、この際それらの問題について早く方針を明らかにすることが絶対必要だと思っておりますので、この際さらに二、三追加して質問をしてみたいと思っております。

この法律の中で分析設備の問題があるわけでございますが、この分析設備の問題についてはどういふような形の中で考えておられるか。いわゆる共同使用の問題等を含めてひとつお答えをいただきたいと思っております。共同使用並びに購入方法、これは相当の費用等もかかるわけでございますので、その点はどうなっておるかということであり

さらに、また、無印問題がこの法案成立に際して非常に大きな問題になっておったわけでございますが、この無印問題に對する措置はどのようなにいたしておられるかということであり

さらに、また、この政省令は時間的に行いますればもうタイムリミットがあるわけでございますから、相当進捗しておると思っております。その進捗の程度についてこの際明らかにしていただきたいと思っております。

時間がございますから一括して質問をしてみたいと思っておりますが、石油備蓄の問題であります。石油備蓄の問題に關しましては、前国会でしたか、大変大きな問題として取り上げられ、この法律ができたわけでございます。承るところによれば、昭和石油が中心になって新潟でできるようになったというふうに聞いておるわ

けでございますが、第一号として新潟の石油備蓄会社ができることになりました。第二、第三の状況はどのようになっておるのか、この際一括御答弁をお願いしたいと思います。

○古田政府委員 第一の御質問の分析設備の設置に關してでございますが、これにつきましては、揮発油の品質の確保が、消費者対策の観点から、揮発油販売業者の健全な発達と並びましてこの業法の主要目的の一つということで強く掲げられておるところでございますが、これを担保するためには、揮発油の販売業者に分析設備を用いて揮発油の分析を行うことが義務づけられておるところでございます。これは先生御承知のとおりでございますが、ただ、御指摘がございましたように、販売業者にこれが過大な負担とならないようにしたいということ、必ずしもすべての給油所に分析設備の設置を義務づけるといふことではなくて共同使用の形といったことを進めていきたいというふうな思っておりますが、ただ、これが何軒で一つ使うというふうな形がいいかということ、できるだけ負担を引き下げたいということと同時に、できるだけ実態にも合わせたということ、現在研究中でございます。早急に結論を出したいと思っております。

それから、無印の問題につきましても、この解決はむずかしい問題がいろいろあるわけでございますが、私どもの方としましては、無印の關係の代表の方々とそれぞれにわたりましてお会いしまして、実情をよく伺って、法律の施行上無理のないかような形で、政省令の決め方で解決していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、政省令全体の進み具合でございますが、そういうことで実態の調査、關係者の意見を十分反映する必要がございますので、必ずしもまだ最終的な案に煮詰まっておりますませんが、基本構想を固めまして、ただいま申し上げましたように、關係者の意見も十分聞きながらその具体化を急いでいるということで、四月になりまして關係

方面との折衝を始めたというふうなことを考えておられます。

○橋本(利)政府委員 石油の共同備蓄について私からお答えいたします。

本年、五十二年末までにトータルで共同備蓄能力を四百六十万キロリッターまで持っていきたいというところで予算措置も講じておるわけでございますが、先ほど御指摘の新潟の第一号が百二十万キロリッターの能力を持つことになりましたので、その差額をぜひともとしじゅうには実現いたしたいということで努力いたしております。

二、三各地において話が進みつつございますが、また、この段階でどのような形態をとるかというのを申し上げるまでには至っておりませんが、いまのところ大体目標を達成できるのではないかと考えております。

○佐野(進)委員 この際、中小企業問題について質問をしてみたいと思つたのでございますが、時間がございますので、この問題にしばって次の機会に質問すると思つたので、きょうは中小企業庁長官が来ておりますが、省略をいたしたいと思います。

その次に、大臣の所信表明の中における国民生活の安定、向上に関する問題について若干質問をしてみたいと思つたので。

この問題と、その次の産業立地、公害対策の問題とも関連するのでございますが、私は、商工委員会の委員として、近ごろ通産行政の中にいわゆる社会的批判を受ける問題が報ぜられることに對してはきわめて不満を持たざるを得ないと思つております。したがって、私は、この際若干の問題について、具体的な問題としてそれを指摘しながら質問をしてみたいと思つております。

けさの新聞、さらにはまたテレビあるいはその他の雑誌等で報道されておる問題であります。アルミサッシに關係するJIS規格に外れた品物に對して、通産当局がこれに対する調査をしていながら、大企業というか、その業界の立場に

立つたというか、この内容発表についてきわめて不明朗な動きがあるということが各方面から指摘され、報道がされておるわけであります。通産行政が国民の生活の安定と向上のためにあるんだと、大きな柱の一つとして大臣が所信を表明しておられるにもかかわらず、国民の利益に反するような行為、行動がその中で行われておるとするならば、これはきわめて遺憾なことであると断ぜざるを得ないわけでありまして。

この問題については大臣はすでにお気づきのことであり、報告を受けておられると思つたので、これらの問題に對する通産当局としての取り扱いはどうか、この際原則的に大臣の見解をお聞かせいただきたいと思つたので。

○田中(國)大臣 先生の御指摘のとおり、通産行政というものは国家、国民のための行政指導でなくては相ならぬのでありまして、その点につきましては、たゞいま御指摘の件は私はまだ詳細な報告を受けておりませんので、担当の政府委員からお答えいたさせます。

○藤原(政)政府委員 アルミサッシの件につきましてお答え申し上げます。

いま御指摘がございましたアルミサッシの欠陥の問題でございますが、実は、アルミサッシの業界は非常な過当競争をいたしておりまして、品質について危ない問題があるのではないかとこのところをございまして、昨年春過ぎから実は試買テストをやつたわけでございます。試買テストをやつたところの酸化皮膜の被覆の厚さにつきましてテストをしたわけでございます。そのうち相当数のものが、JIS規格で定められた九ミクロンというものが指定された厚さでございますが、それに達しませんが、不合格のものがあつたわけでございます。ただ、試買テストをやりました件数があまりに数が少なかったことと、それからアルミサッシの機能の問題から申しますと、必ずしも被覆だけで機能を云々するのは当たらないというところがございまして、気密性とか水密性とかいろいろ

ろな問題がございまして、その辺につきましましてはまず問題はなからうということでございまして、その被覆の問題につきましまして、JIS規格に合格しないものがあるということでございます。

それから、JIS工場に指定されておられません。そのものもJIS規格には到達しないものがあつたわけでございますが、そのものは直接JIS違反にはならないわけでございますが、いづれにいたしましても、JISで定められました皮膜の厚さに達しないものが数社あつたということとは事実でございます。これにつきましては、その後、その不良な製品を出しました工場に對して直ちに行政指導で直させておりました。現在では皮膜の問題についてはほとんど直つておるわけでございます。

その公表の問題でございますが、そのような非常な混乱といふか、過当競争にありまます業界でもございまして、これを品質問題全般として公表することはいかかというところで、皮膜の問題だけについてございまして、その点について行政指導をして、その改善方を指導しておつたという次第でございます。

実は、先般、そういうことから報道の方にキャッチされるとございまして、これに発表するかどうかといふ問題を提示されたわけでございまして、私も、私どもとしては、実際にその調査の内容からいって、試買テストしたものを全部必ず公表するといふ立場をとつていないわけでございまして、今回につきましましては、そういうことで混乱を生じたということもございまして、そろそろまたデータは全部公表するということにいたしましたという次第でございます。

○佐野(進)委員 大臣、あなたがいまよく知りませんのでと言われたことはきわめて遺憾だと私は思つたので。これはもうテレビでも報道して、私は二回もテレビで見えております。私は余りテレビを見る機会はないのですが、二回もテレビを見てお

まするし、新聞にもたびたび出ておられますし、さらに雑誌にも出ておるわけですから。ここに持ってきておられますが、時間がありませんから省略いたしますが、この種の問題は、問題がきわめて小さいと御判断なされることではなくして、国民の消費生活や生活安定に對してきわめて重大な問題であると思えばこそ、それらはいわゆる報道機関が取り上げておるのではないかと感ずるわけでございます。したがって、報告がなされていなかつたということだけでなく、やはり、報告を求めて積極的に対処していただかなければならぬ。

私は、実は、この業界の問題について去年この席上から質問をしておるわけですから。いわゆる過当競争がダンピングを招き、結果的に中小企業、中小規模経営者がこのことについて倒産に追い込まれている事例を幾つか取り上げながら質問をしていこともあつたわけですから。その一環としてこれらの問題が出てきておるわけですから。悪い品物を安い値段で売つて中小企業を倒産させて、自分たちだけが残ればよいという形の中における一つの具体的な証拠がこれであろうと思つたので。しかも、それを取り上げて調査していながら、それを公表しないでやみかみやらへ葬らうというごとき態度は断じてあつてはならない。時間がございませぬから、このことについての追及はやめませぬ。大臣のそれに対する心構えを承りたい。

さらに、もう一つ、通産省の評判がきわめてどうかと思つた問題として、環境アセスメント法の取り扱ひがございまして。このところしばらくその報道は変わつてきておられますけれども、最初は通産省は断固反対だといふような意味の報道が強く一般的に流布されておるわけでございまして、これについて、いま通産当局としてはやはり断固反対という態度なのか、環境庁に對して協力的な姿勢の中で対応しておるのか、この際ひとつ明らかにしていただきたいと思つたので。

さらに、時間がございませぬから、最後に公正取引委員長に見解を聞いておきたいと思つたのでありますが、いわゆる独禁法の改正問題であります。

さらに、時間がございませぬから、最後に公正取引委員長に見解を聞いておきたいと思つたのでありますが、いわゆる独禁法の改正問題であります。

さらに、時間がございませぬから、最後に公正取引委員長に見解を聞いておきたいと思つたのでありますが、いわゆる独禁法の改正問題であります。

さらに、時間がございませぬから、最後に公正取引委員長に見解を聞いておきたいと思つたのでありますが、いわゆる独禁法の改正問題であります。

さらに、時間がございませぬから、最後に公正取引委員長に見解を聞いておきたいと思つたのでありますが、いわゆる独禁法の改正問題であります。

いま、それぞれ、与党は与党間で、野党は野党間でこの法案の改正の成立のために全力を尽くして努力をいたしておりますが、その努力をしているうちに、今回公正取引委員会は、この所信表明の中で触れておりますけれども、対応する熱意というものは前公正取引委員長に比べるときわめて消極的であるという印象をぬぐい得ないわけでございますけれども、あなたの決意をこの際聞いておきたいと思っております。

○田中中国務大臣 前段のアルミサツの問題につきましては、寡聞にして私が情報を得ておらなかった点は、責任者として私にしましてことに国民におわびをしなければならぬことと存じます。今後なお一層かような問題につきましても十分に配慮いたしまして措置をしたいと存じます。

なお、また、通産行政の根本という問題で先生がおっしゃいましたが、わが通産行政は国家、国民経済のために全力を挙げて御協力を申し上げておる次第でありまして、環境アセスメントの問題につきましても断固反対とかなんとかというふうな表現が新聞等に出ておりますれば、それは全く誤りでございます。一例を申すならば、原子力発電の問題にいたしましても、まず考えなければならぬのは、国民の皆さま方の深い御理解と御認識と御協力がなくてはならぬのでありまして、環境アセスメントの問題につきましても、その国民的な評価というものについて、特に国民経済上重要な幾多の生産活動を所管いたしております者としていたしまして、必要な関係各省庁、特に環境庁との連絡を緊密にいたし、また、わが方におきましても意見の交換をただいま遂げておるところでございます。

○澤田政府委員 独占禁止法改正問題についての御尋ねでございますが、私が昨年四月に委員長に就任して以来一貫して申し上げておりますことは、寡占化が進むような経済社会状況にかんがみて独占禁止法の強化のための改正が必要であるというところ、その際におきまして、第七十五国会におきまして衆議院で全会一致で修正可決されまし

たいわゆる五党修正案を基本としてお考え願いたいということ、これは全然変わっていないのでございませう。

現在、そういったいろいろないきさつを踏まえて法案作成の調整が続けられておる段階でございますけれども、その際におきましても、私の一貫した希望の線に沿って実現されまことをいねがっておる点は申し上げるまでもないところでございませう。

○佐野(進)委員 時間が参りましたので終わりますが、質問し得なかつた問題については、いずれ改めて機会を得て質問をしてみたいと思っております。

○野呂委員 清水勇君。野委員から触れられた点については簡略にお尋ねをしてみたいと思っております。

まず、両大臣の所信表明を私なりに熟読玩味をさせてもらいましたが、たとえば通産大臣は、通産行政の当面する第一の課題は景気の浮揚である、その立場で、公共事業費を前年度比二一・四%引き伸ばすことによりて特に景気浮揚効果を期待する、と、こういうことを強調されておられるわけでありませう。これについてわれわれ野党は、すでに御承知のように、同時に一兆円減税を通して景気の浮揚を図ることの意義を訴えていたわけでありませうが、御承知のように福田首相は、一兆円の減税などということとはわが国の経済にとつて自殺行為であるということを中心として述べられていたわけでありませうが、結果は御承知のとおりになつたわけでありませう。

ところが、与野党の幹事長、書記長会談等の場で最終的な合意に達する過程で、たとえば大蔵省は、ここで大幅減税を認めるなどということとは屈辱的なことであるというふうなことを非公式に新聞等を通じて言われておるようでありませうけれども、私は、少なくとも、今度の予算修正を伴う減税の措置というものが副次的に景気刺激に少なからぬ影響を与える、とりわけ国民に心理的な影響を与えたと考えておりました、よりベターな方向

ではないかというように考えておるわけでありませうが、この点について大臣はどのように所信をお持ちであるか、簡単に御聞かせいただきたいと思っております。

○田中中国務大臣 お答えをいたします。

私も、内閣の一員といたしまして、非常に落ち込んでおり、また、財源の枯渇いたしておりませうこのときにおいて、苦しい中で景気を浮揚しなければならぬという非常にむずかしい命題に取り組んでおるわけでございます。

私は、国家経済、国民経済が一日も速やかに安定し、そして景気が浮揚いたしますように、そのためには減税という方法もございませうし、あるいはまた公共投資という方法もございませうし、結局どちらが一体投資効果があるのだろうかという純粋な率直な意見からいろいろと討論がなされておつた、と、かように考えておるのでございませう。財源がございませうれば両者を併用いたしたならばなおさら結構なことではないかという点で、政府といたしましては、何らこだわるところなく率直に国を挙げての御要望にこたえ、また、与野党一体となって国家のために経済の復興に取り組んでおる、この華国的な姿というものは実にりっぱなものである、私はかように存じております。

○清水委員 次に、私は経企庁長官並びに通産大臣に承りたいわけでありませうが、政府は五十二年の実質成長の見通しを六・七%というふうに置いておられるわけでありませうが、私はもともとの六・七%という数字は少し甘いのではないかとこの見方をしている一人でありませうが、昨今の情勢を踏まえてなお六・七%という見通しを要するつもりがないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

七%くらいというふうに見られるべきなものでありませうが、そういう状況を踏まえつつ、同時にまた五十二年における六・七%の実質成長について言えば、本年一月から三月に至る一三三期の景気回復が加速をするということの一つの前提にされておられるのではないかとおもうのでありませう。しかし、現実的にはどうかというところ、さまざまな経済指標が最近発表されているわけでありませうが、たとえばそういう一連の指標を通して言える趨勢というものは、残念ながら政府の期待を裏切る状況になつておるのではないかとおもう。時間がたつたので具体的なことは申し上げませんが、生産活動の下降停滞あるいは設備投資にも動意が見られない。

こうした場合、通産大臣からもけき改めて四項目にわたる景気対策の方向が示されておるわけでありませうが、たとえばあしたから公定歩合の引き下げを行い、企業の金利負担を下げることを通しながら景気のでこ入れをやりたいということも一つの課題として示されておるわけでありませう。現実には、たとえば最近の日本経済新聞の調査の結果を見ても、東証一部上場企業の三百九十九社の投資計画を見ると、工事ペースで五十二年比二・五%増にすぎない。しばしば経企庁長官が述べておられるように、製造業における一・二%の設備投資を期待するという方針があるわけでありませうが、この数字とは大きくかけ離れている。あるいは電力における設備投資の促進にいたしましては、現実には、地域住民の抵抗という問題から、そう円滑にこれが推移するとうような見通しもないし、また、とりわけ政府が期待する中小企業における設備投資の増大ということについても、最近の中小公庫の報告を待つまでもなく、前期に比して一四%余りの低下というふうな一連の見通しが出されてきているわけでございます。

そういう意味で、一体、そういう状況を加味しつつもなお当初の六・七%でいけるといふたてまえに立つておられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○倉成國務大臣 たいだいまの御質問は大体二つに分けることができます。五十一年度は五・七％の成長が達成できるか、さらに五十二年度の六・七％の成長というのは甘いのではないかと、そういう御質問だと思ひます。

そこで、お答えしたいと思います。五十一年度の経済成長は、御承知のように前半期の一―三月に非常に伸びまして、夏ごろから輸出の鈍化、個人消費の停滞ということから少し伸びが鈍化してきたということは御指摘のとおりでございます。ただ、御理解いただきたいのは、五十一年度の経済成長というのは一体何かということになりますと、五十年の平均水準と五十一年度の平均水準との差が五・七％あるかどうかというふうな理解してよろしゅうございませうか。――そういうことであります。確かに、最初のスピードが伸びて後少し緩やかになってきましても、高い水準でずっと来ているわけですから、したがって五十一年度の経済成長というのは五・七％成長は達成できるというふうなわれわれは考えておるわけでありませう。四半期別の国民所得統計、いわゆるQE指数というものをきょう発表いたしますけれども、これによりまして十一月は瞬間風速〇・六、前期比に対して〇・六、したがって、これを四倍しますと二・四、五％の成長ということになるわけですが、一―三月は伸びると私は思うのです。

どうして十一月が落ち込んだかというか、速度が鈍いかといふと、一つは、七月九月に住宅投資がちょっと足踏みをしたということが響いておられます。それから公共支出、地方公共団体の支出等がなかなか十分伸びてこなかったということも一つの理由でございます。しかし、一月から最近までに至る状況を見ますと、補正予算あるいは七項目というところで国鉄、電電の取り戻し、あるいは地方財政支出が伸びておるといふ指標が出ておりますし、また、一月の個人消費を示す指標にいたしましても、百貨店は十二月は六・七でございまして、一月は前年同月比で一〇・二と

いう伸びで、これは少しバーゲンをしたとかいろいろなものがあるかと思ひますが、チェーンストアの方で見ますと、新しい店舗を除きまして一五・七、新店舗を入れますと二三・六と、消費がチェーンストア等で伸びておるわけですね。また実質賃金もずっと着実に伸びつづつあるわけでございます。個人消費も堅調を示しておるといふことを考えてまいりますと、私は、一―三月は十一月の二月の指標よりもかなりよい指標が出てくるというふうなことを踏まえておるわけでございます。

そこで、そういうことを踏まえて、先生の御質問の、各種の統計等が出てくる見通しが少し暗いじゃないかというところは、確かに、企業家心理としては、先行きに対して少しまだ気迷いをしておるといふことは事実でございます。いま、日本経済新聞やあるいは日本銀行の観測のお話がございましてけれども、企業家心理といふものは確かに非常に揺れ動いておるわけでございます。特に、不況感を抱えているところの企業家心理といふものは、全体が少し伸びておりましたが、自分とところのところでだけと考えておられませんから、やはり不景気であるという感じと、それに不景気だ不景気だという声が非常に加速化しているというところで、私は、日本の経済全体は、いまの状況は決して悲観すべき状況ではないと思つておるわけでございます。

設備投資にいたしましても、製造業については、御指摘のような点は製造業の一番横綱である鉄鋼が稼働率が低いわけですから、したがって、全体として非常に冷え込んだ感じを持っておるとは確かに事実であります。五十二年度も鉄鋼を中心とするそういう製造業については余り大きく期待できないと思つておりますが、しかし、非製造業の面について申しますと、電力を中心に卸、小売あるいは運輸関係、また中小企業といふのは、それぞれプラスしてまいりますとかなり設備投資はできると私は思つておるわけでございます。

私が申し上げました一―二という名目の伸び

は製造業だけを申したのではなくて、製造業と非製造業を合わせた全体の民間の設備投資を御説明いたしましたわけでございますので、その点は御理解いただきたいと思います。したがって、設備投資また個人消費という、需要項目の一番最大の項目がこのような形でじりじり上つてまいりますと、あとは問題は輸出がどうかということですが、輸出の方は、来年の世界景気が若干停滞する――まあ、停滞とまで言うと言いつても過ぎませんが、ことよりも伸びが鈍化するといふことから考えまして、輸出は五十一年度は大體二〇％弱と見ておつたのを、来年度は二―三％前後の輸出ということに輸出の項目を抑えております。それでも少しは足らないといふので、五十二年度の予算において、需要創出項目の非常に高い公共事業を以てした予算編成をいたしておるわけでございます。この予算は、政府の財貨サービスの中で公共事業その他資本支出――これは国の一般会計だけではなくて、特別会計、公社、公団あるいは地方財政、地方の公営企業といふようなものを全部おしなべてみなければならぬわけでありませう、そういうものを全部合わせまして、補助金等の重複計算を差し引いて、それから土地代を差し引いたものが十八兆二千五百億で、昨年の資本支出に比しますと二兆五千億ふえておるといふことになっておるわけでありませう。

これを以てにして景気浮揚のきつかけをつくりたい、しかし、それにしても企業家心理が冷え込んでおるので、何か一つもう少しはきつかけをつけようといふことで、先ほど通産大臣から御説明を申しましたような四項目、つまり、公共支出をひとつ早期に前倒しでやろう、また、住宅についても九万户を四月に募集しよう、金利政策も進めよう、また、電力その他の設備投資もこれから推進していこうといふことをうたつておるわけでありませう、必ずこの見通しは達成できる、また、そうしなければならぬと信じておる次第でございます。

いづれにしても、一面ではその財政政策等を通して景気ドライブをつけるといふこともむろん政策的に重要な課題でありませうけれども、同時に、内需の不振からの脱出という点から全体としての購買力をつけ、個人消費支出を増大し、このことを通しながら内需を活性化し、拡大をしていくということが景気対策上当然配慮されてしかるべきことではないのか。かつて、政府も、日経連等と共同する形で、ベースアップを低く抑えるといひませうか、ガイドラインにとどめるといふような指導をされた経過があるわけでありませうが、今春闘についてはそういうことのないような方策を期待しておきたいと思ひます。

○清水委員 通産大臣は、所信表明の中で、昨年の夏以来設備投資であるとかあるいは個人消費支出が非常に不振である、この種の内需不振が今日の景気の低迷をもたらしておると、こういうことを指摘をされておられるわけでありませうが、そこで、いま経企庁長官の話にもありましたけれども、国民総支出のうち占める個人消費支出の割合といふものは、御承知のように石油ペニックス以降次第にその割合を大きくして、今日では五八％ぐらゐといふ数字を示している。ところが、過ぐる三日に総理府の統計局が家計調査の結果を発表しておるわけでありませうが、これによると、過去一年間の勤労者所帯における可処分所得が実質でマイナス〇・九、調査を始めて以来二十五年度よりというふうな最低を記録したということに指摘しているわけでありませう。むろん、そういう状況に陥つた主要な原因はいろいろあるわけでありませうけれども、たとえば去年の春闘時におけるベースアップが低かったとか、あるいは夏等のボーナスも低く抑え込まれておるとか、同時に、物価の上昇が依然として高騰をたどつておるとか、こういうところに一つの原因があることは明らかだといふふうに思つておるわけでありませう。

○倉成國務大臣 たいだいま家計支出の中の勤労者

易々たるものではございません。今後ともいろいろの外交的努力やら、あるいはまた国内的な認識の徹底やら、あるいは資金調達等の多くの努力を払ってまいらなくてはならぬのでございませぬ。

総じて、結局われわれがこの高度の国民生活を維持していきなすためには、どうしてもエネルギーというものがなければならぬ。その場合に、水力の開発にいたしましたもなかなか簡単ではございませぬし、火力の発電におきましても多くの計画の支障を来しておるような状態でございます。そこで、今度は海外から石油の資源を求めるといふ中におきましても、給源を中近東だけに依存するといふ姿から、できるだけこれを分散して供給するといふような姿にいたしたい。これがこの給源の分散の計画でございますが、また、同時に、中近東その他の面におきましても、やはり、こちらが資金を投じて自主開発をいたすことによりまして少なくとも安定した供給を確保したい、こういうふうな考え方でございませぬ。

総合いたしまして、エネルギーの問題を分類いたしまして御説明申し上げます以上でございますが、なお、これにつきましては、今後の國家の最大の問題であるときえ私は思っておりますので、どうぞ今後とも御協力のほどをひとえにお願いを申し上げます。

○清水委員 この点については、先ほども触れたように、また別の機会に所感を申し上げますが、解をただしていきなすと思ひます。さて、次に、中小企業庁長官に、東洋バルヴの倒産に關連をしてお尋ねをしたいと思います。長官はこれまでもこの委員会たびたびこのことに触れておられるわけなんでしょうが、一つは、昨年十一月二十四日に更生手續開始の申し立てを行つておられるわけでありまして、すでに三カ月半にならうと思ひますが、関係者は早速な開始決定を期待している。そこで、今日まで得ている感觸として、一体決定の時期がいつごろにな

るといふ見通しを持っておられるのか、もし御説明ができたらお願いをしたいと思います。また、同時に、いままで、つまり東洋バルヴの倒産以前までの時点で、通産当局は、少なくともバルブ業界とか東洋バルヴについて、非常に優良な企業であるとか、あるいは優良な企業であると思つておられたのか、あるいは思つておられたのか、東洋バルヴが倒産をするなにかというふうなことは恐らく予想もされていなかったのではないかと、思つておられますが、そういう点から業界に対する情報の収集なり行政指導なりといったふうなものもほとんどないか、その辺について一体どのような見方をされておられるか。また、同時に、東洋バルヴの倒産の要因といふものをどのように見ておられるのか。私は、経営陣の放漫あるいは不十分な経営姿勢を認めることにやぶさかではありませぬけれども、同時に、三井物産などのいわゆる商社金融の介入といふものも倒産の一因になっておられるのではないかと、思つておられますが、見解をまずお聞かせをいたしたいと思います。

○熊谷政府委員 所管の企業でございますので、私から御答弁させていただきます。いま先生の御指摘のとおり、東洋バルヴの倒産は私どもも実は意外でございまして、この問題は、私どものみならず、この企業に多く貸し付けておりました各市中金融機関を含めまして、関係者一同非常に驚いたわけでございますが、この東洋バルヴの倒産の原因は、大きく分けますと五つほどあるかと思ひます。第一は、石油ショック後の市況の一般的な悪化という問題がございまして、それから第二は、五十一年の二月に完工を見ました新規設備投資がございまして、これは約四十五億でございますが、いわば過度の設備投資が行われたという点でございます。それから第三番目は、この設備の合理化に伴います人員の配置転換

がおくれたという問題があらうかと思ひます。それから四番目は、いま御指摘の特異な経営体質がやはり問題であらうと思ひます。最後に、商社金融への安易な依存という実態も確かにこの原因の一つに数えられるだらうというふうに考えております。

今後の再建の問題でございますが、いま、保全管理人によりましていろいろな会社の状況につきましての内容の監査、あるいは関係の債権者に対する協力要請等をして、それから生産等に対しまして、将来を踏まえた程度に需要に見合った生産に圧縮されておられますが、こういった状況で今日までまいつておられますが、幸い、私どもが現在まで入手しております情報によりますと、会社の再建は着々と軌道に乗つて進みつつあるやに承知をいたしております。

なお、債権者との間におきましますところの、たとえば在庫品の扱い等につきましての合意はまだ見ておりませんが、近い機会に裁判所からの当省に対しまして意見照会ということが逐次ございまして、それに対する回答も出す段階が恐らく近いのではないかと、思つておられますが、私どもとしては、できるだけ早くこの企業が再建に乗りましますよう期待をいたしておるわけでございます。

○清水委員 私は、この機会に商社金融のあり方についてお尋ねをしたいと思います。従来から必要悪などと言われながら、現実に商社金融といふものが存在をしておたわけでありまして、法律的にはともかく、道義的に、あるいは商行為のモラルといったような点でしばしば問題が投げかけられてまいつておられると思ひます。

そこで、私は、この機会に東洋バルヴにおける商社金融の実態に触れながら少しだけ見てみたいと思つておりますが、ここに、東洋バルヴ株式会社が出した、いわゆる商社金融にまつる金利のトータル表があるわけでありまして、東洋バルヴと取引のあった商社は、三井物産を初めとして、丸紅、伊藤忠、日綿実業、兼松江商、トーマ

ン、日商岩井、住友商事など十三社でございませぬ。そして、金融のやり方は、東京バルヴから商社が製品または材料を買ひ付けるといふ形をとる、これに対して手形を振り出す。こういう決済のパターンがとられておられるわけでありまして、しかし、実際は製品も材料も動いておるわけじゃない。商社に対して東洋バルヴが買ひ戻し契約を入れておることでもわかるように、運転資金確保のために製品や材料を担保に入れて融資を受けるという形態がとられておられるわけでありませぬ。

そういう形で発行される手形は、一カ月据え置きで四カ月返済というのが通常のものでありませぬが、私がここで問題にしたいのは、その金利が不当に高いということなんです。三井物産が先鞭をつけて他の商社が追随をしておるわけでありませぬが、口銭として一律五％、プラス金利として九％から最高一〇・五％を取つておる。つまり、トータルをすると一四％から一五・五％という金利になるわけでありませぬ。ここでいう口銭といふのは、商社側が利息制限法の抵触から逃れるためのものであらうと思つておられますが、したがつて、東洋バルヴだけに取られておる形態ではないに、一般的な傾向だと言つてもいいと思つておられますが、仮に口銭と言つてもいいと思つておられますが、実態的に利息であることには変わりがない。

ところで、この利息制限法では、百万円以上については年利一割五分という制限があることは御存じのとおりでありますけれども、東洋バルヴの場合には、たかだか半年そこそこの短期であるにもかかわらず、申し上げたような数字はきわめて不当な高金利であると言わなければなりません。まして一五・五％などというところは明らかに利息制限法に違反をするものであるというふうな言わなければならぬと思ひます。そういう高金利を通して、商社が四十七年から五十一年の過去五カ年間に、たとえば製品名義で東洋バルヴから金利として取り立てたものが七十六億六千六百八十四万円余り、材料名義のものが九十一億二千五百十六

キロワットとうたつたものもございました。また、中には、八千五百万キロワットと三分の一ぐらゐを挙げておられるところもあるわけでありまして、この数字の可否をこの場で論ずるつもりはございませんけれども、問題は、結局は産業政策にかんにかかっているという問題であらうと思ひます。

御承知のとおり、日本の消費電力の半分以上は大口電力が占めております。また、他の先進諸国より飛び抜けて比率が高いということも言えると思ひます。また、人口一人当たりの民生用のエネルギーの消費の割合は、日本の場合はアメリカの四分の一、西ドイツの二分の一という形になっておるのではないかと思ひます。つまり、エネルギー確保といつても、現状の産業界の延長線上に見通しを立てるといふことで事は済むんだということをおのの際に一過考え直す必要があるのではないかと私は思ひます。一般的にも、いわゆる消費助長型から省力定着型へ、また、大量生産大量消費の膨張主義から省資源型へ、また、このエネルギーの問題の策定をやり直すといふことであれば、基本的にこの産業構造の問題等をしつかりと見直す必要があるのではないかと思ひます。

いろいろの計画がございますけれども、そういったものを見直した上でエネルギーの計画の策定といふものを行われなければ、五十年暮れにつくられたい総合エネルギー政策の基本方向がペーパープランに終わりましたように、また再び同じような轍を踏むのではないかと、私はこのような危惧をいたしておるわけでございますが、このあたりにつきましても大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○田中中国務大臣 お答えをいたします。ただいまのお話であります、産業に奉仕するエネルギーのプランニングではおかしじやないかという御意見でもございましたが、産業とわれわれの国家経済の算定といふものとの間に、お言葉の意味のような対立関係は——と申してはおかしくないのですが、そういうものはない。つまり、国

民経済計算におきまして、文化生活を今後一億の国民が営んでまいりますこと、レベルの高い日本国民経済といふことから、一体年間どのくらいの伸びがあるのだろうかといふことを考える、人口の自然増、あるいはまたそれに伴います消費の増、また正常な個人生活の算定といふこと、から、むしろ逆にこのくらの国民生活はどうしても維持していかなければならない——一例を申すならば、少なくとも六割以上の伸びは必然的に確保していかなければならぬ、と、こういうことから逆算をいたしました総エネルギーの計算でなければならぬ。かように存する次第でございますが、それでお答えになりますかどうか存じませいたしてはおります。

○西中委員 私の申しておることは、端的に申しますと、非常にエネルギーを消費する産業構造で、そしていろいろな物をつくって海外へばんぼん輸出をするといふことで日本が生きていく、それはそれなりの一つの筋でありませうけれども、いつまでも十分なエネルギーが確保できるわけじゃないのですから、その点で、産業構造の見直しをいたした上でエネルギーの政策を立てるのがいいのじやないかという意味でございます。

この論議をしておりますとまた長くなりますので先へ進みますが、まず最初にお伺いしたいことは、日本とカナダのいわゆる原子力協定の改定の問題でございます。この点について新聞報道では、一部でございませうけれども、日本側の最終案を原則的に受け入れる旨の連絡があったというふうなことが報道されておりますが、その辺のところはどうなっておるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 日本とカナダの間のウランの供給の問題につきまして交渉を続けておりました。八項目の中においてまだ決定を見なかつた二項目等も話が進んだと詰まりまして、近日中にはわれわれの交渉いたしておりました線に沿ひましてはば妥結を得るに至る、と、かように見通し

ております。なお、詳細な交渉の経過等につきましては、政府委員がおりますから詳しくお答えをいたしたいと思ひます。

○小林説明員 補足させていただきます。ただいま大臣から申し上げました二つの点と申しますのは、カナダが供給いたします天然ウランの濃縮に関する点と、濃縮、再処理、それから重水の生産、それプラスカナダの供給することあるべき原子炉についての情報につきまして、日本から外に出ているものをどうするかという点がございまして、現在それらにつきましてはカナダ側で日本側の考え方を検討しております。まだ正式な妥結というところまではいっておりませんけれども、日本側の考え方につきましてカナダ側がかなり理解を示してきておまして、近く妥結し得るのではないかとわれわれは考えております。

カナダが交渉を申し入れてきましたのは、今回は昨年の十二月でございました。しかし、カナダが今回このような交渉を申し入れるに至りました経緯は、実は、インドが一九七四年の五月に、インドに言わせると平和核爆発でございますけれども、核爆発を行つて、それがカナダから提議された原子炉によつてつくられたのではないかと、このことカナダの国内で非常に問題になったようでございます。それを契機としまして、カナダが供給することあるべきウラン、原子炉等についてかなり厳しい規制をしていくべきじゃないかといふことになりました。カナダは、日本のみならず、現在EEC諸国とも交渉いたしておりませう。

○西中委員 妥結の時期は、見通しとしては一体どうなっておりますか。結局、この問題は、天然ウランの濃縮という、いわゆるアメリカに対する契約の問題もあるわけですから、それなりの日にちというものが三カ月たつてきたわけですから、影響が出てくるんではないかと思つておりますが、その辺はどうでしようか。

○小林説明員 お答え申し上げます。日本側はもちろんのこと、カナダ側も、そういう影響が出ないようにといふことで、できるだけ早く妥結するように、ただいま先生が申されました点を念頭に置きつつ、いま鋭意いでやっております。

○西中委員 次に、アメリカの核再処理問題について御質問をいたしたいと思ひます。現在アメリカ側は核の拡散防止ということを念頭に置いた厳しい政策を打ち出しているような背景が非常に頻々と伝えられておるわけでありませう。いわゆる使用済み核燃料の再処理技術開発という問題については認めないとか、また、三年間繰り延べるとか、いろいろと厳しいことが言われておるわけでありませう。

そこで、当然、わが国としても、今日まで核燃料のサイクル確立のななめとして自主開発をしてまいりました動燃の再処理施設については、一応の予定では、ことしの夏試運転、そして来年は本格稼働というふうなスケジュールになつておるようでございますけれども、いまのアメリカの厳しい姿勢からいくとこいう計画が一応とんざするやうな懸念があるわけでございますが、アメリカ政府の感觸、また、日本側のそれに対する対処の仕方についてどういふようにお考えであるか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○田中中国務大臣 ただいまの再処理工場の建設と、また、将来の日本の最も重要な再処理工場の問題と、ただいまのカーター政権になりましてからのいろいろの問題につきまして、外務省の方の交渉の経過を外務省の方からお答えをさせていただきます。

○小林説明員 お答え申し上げます。現在、御承知だと思ひますが、アメリカ政府は、新しい原子力政策につきましてまだ政策を確定しておらない段階でございます。昨年のアメリカにおける大統領選挙戦の中でこの問題が取り上げら

れまして以来、それから、昨年の十月末に当時の
フォード大統領の声明が出されて以来、アメ
リカの新しい政策の輪郭についておぼろげながら
わかってきたわけですが、その段階で日
本政府は日本の考え方を十分アメリカに説明する
必要があるのではないかと、昨年来何
回かにわたって、いろいろな形でアメリカ側
に對して日本側の基本的な態度を説明してま
いっております。一番最近では、先月の中旬から
下旬にかけて、井上原子力委員会委員長代理
を長とするミッションをアメリカに派遣いたしま
して、十分に日本側の立場を説明してまいって
おります。それから、現在東京で行われております
原産会議に於けるアメリカ側の担当者の一部の
方々とも、非公式ながらいろいろ話をする機会
がございます、日本側の考え方を十分伝えてお
ります。

ただ、現在までのところ、アメリカ政府として
は政策を固めておられない段階で、恐らく各国とも
非行式にぶつ合っているのだと思いますが、し
たがいて、まだ交渉に入るといふ段階には立
ち至っていないのが現状でございます。

○西中委員 正式な交渉という段階ではないので
しょうけれども、いまもお話があったように、現
在こういって核の担当をしておられるアメリカの
シャインマンですか、こういう方がおいでになっ
ております。ですから、外務省なり関係各省とし
ては一応いろいろの接触をしておられると思いま
すが、これは来るべき首脳会議の予備折衝という
印象で受けとめていいのかわるか、その辺のこ
ろはどうでしょうか。

つけ加えますと、要するに、日米会談でこの問
題が、細かい技術的なことは別問題として、政治
的なこの会談の内容になるのかわるか、この辺の
ところはどうかでしょうか。

○小林説明員 お答え申し上げます。

現在、福田総理の訪米に伴います日米首脳会談
の議題につきましてはアメリカ側と話し合ってお
ると承知しております、まだ固まっております。

ん。しかしながら、問題の重要性にかんがみまし
て、私もといたしましては、これが首脳会談の
話題、議題になるであらうと思っております。

○西中委員 それから、これはどこになるのかち
よつとわかりませんが、こういった交渉の中で、
新聞報道によりますと、日本の東海村の再処理工
場を国際原子力機関といったところで再処理査察
の技術を確認する場所を利用させる、提供する、
こういうような考え方が出ておるようございま
すけれども、この点については考え方が固まっ
てるのかどうか、その辺のところの事情を説
明していただきたいと思っております。

○川崎説明員 お答え申し上げます。

昨今、新聞報道等あるいは有識者の方々から、
本件につきまして御指摘のようないろいろな案が
報道されておりますが、私も一々詳細には存じ
ておりません。しかし、本件の重要性にかんがみ
まして、関係いたしました通産省、外務省ともど
も、科学技術庁といたしまして、どのようにして
アメリカとの間での調和を図り、わが国の原子
力平和利用に支障のないようにすることができ
るかどうかということにつき、目下鋭意検討を進め
ていっております。

○西中委員 その場合には一応アメリカの核政策
と矛盾がないということはわかるわけですが、い
わゆる民間ベースで第二再処理工場をつくらうと
いうような構想が前からございすけれども、こ
の構想は、こうした核政策の変化の中で可能性と
いうものは非常に薄れていったのではないかと私
は思っております、その点はいかがでござい
ますか。

○橋本(利)政府委員 わが国におきまます使用済み
燃料の再処理につきましては、御指摘の動燃事業
団で、年間二百十トン能力のものがホットランに
入らうという段階にございす。その他、イギリ
ス、フランス等にも再処理を委託いたしております、
ともあれ五十八年度までの手当ては済んで
おるわけでありす。

います、これまたただいま御指摘のように、第
二再処理工場を民間でつくりたいということ検
討を続けておることは事実でございます。そのた
めには、御承知のように、現在の原子炉等規制法
を改正いたす必要もございす。この点につきま
しては、現在科学技術庁で今国会に提案すべく検
討中というふうに承知いたしておりますが、一
方、アメリカの新政権によるこの新しい核政
策がどうなるかということによりまして当然多大
の影響を受ける可能性もあるわけでございます。
先ほど来質疑が行われておりますように、日本
といたしましては、日本の置かれておるエネルギー
事情あるいは核燃料の平和利用といった日本側
の事情というものを機会あるごとにアメリカ側の
方によく説明していくわけですが、先ほどもお話
がございましたように、近く総理が行かれる場合
にも、議題としてということとは別といたしまし
て、いずれにいたしまして、この問題は話し合
いになるだろうと思っております。問題は、わが国とい
たしまして、核の拡散防止に對しては当然
それだけの責務を果たす必要がございますが、そ
の問題とこの平和利用とをどういふふう調整を
していくかということが問題のポイントにならう
かと思っております。

いすれにいたしまして、日本のエネルギー事
情というものを、あるいは核に對する日本の考え
方というものを篤とアメリカ側にも納得させる、
あるいは理解させるといふ努力が必要であらうか
と思っております。

○西中委員 時間もございせんので、次に、石
油の値上げ問題についてお伺いしたいと思います。

これがいよいよ本格化してまいったわけござ
いすけれども、現在、この値上げが非常に大き
いということで産業界でもさまざまな反響を呼ん
でおるわけでありす。当然またこれはいすれ消
費者物価にもね返ってくるという問題だけに、
私たちとしても大きな関心を持たざるを得ないわ
けであります。

そこで、まず基本的な問題をお伺いしますけれ
ども、OPECの原油の値上げがわが国の輸入価
格をどれほど上昇させるのか、それから業界全体
として年間どれくらゐの負担増になるのか、ま
た、その負担増という考え方のなか、為替レートを
どれくらいに考えておるのか、この辺のところを
お伺いしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 まず、今回のOPECの原
油価格の値上げがどのようにわが国に影響を及ぼ
すかということでございますが、御承知のよう
に、サウジアラビアとアラブが五割アップを主
張しておるわけでございます。この両国からわが
国に入ります油の量は、五十一億年、昨年の一
十二月で申し上げますと、全体の四二%程度にな
っております。その後、この一月になりましたか
ら、メジャーからの通告あるいは産油国の発表等
からいたしまして、ますます年間通じまして七な
いし八%程度の原油価格の上昇になるのではな
らうかというふうに見ておるわけでございます。
金額にいたしまして十七億から十八億ドルくら
い、邦貨換算いたしましてこれ五千億円程度
になるのではなからうか、かように見ておるわけ
でございます。

○西中委員 一〇%と五%の値上げという、いわ
ゆる二本立てでございますから、われわれとして
はどの程度各社がこの原油の負担を負うのか、こ
の辺のところは非常にわからぬわけですね。しか
も、物価問題から考えても、当然値上げはでき得
る限り抑えていただきたいというのがわれわれの
願ひであります。

通産省としても、またその他の関係省庁として
も、妥当な値上げの線というものは当然十分考
えておらうと思はれますが、その点で、一〇%
の石油のシェアの多い会社、少ない会社いろいろ
あると思はれますけれども、いわゆる元売り会社に
おける値上げ率というものはそれぞればらばらで
あらうと思はれますが、その辺のところはどうな
っておるのか。各社の値上げ率についてお教えを
いただければ幸せだと思はれます。

から、一つの価格を想定するということは非常にむずかしい。ただ、灯油につきましては直接的影響を家計に及ぼすであろうということでやっておるわけですが、すべての製品にさようなことをいたしますと実態に乖離した指導になるというのを恐れておるわけでございます。また、かたが石油を需要する業界におきましても非常に長い不況に入っております。そういった場合に、一方の供給サイドの価格をある程度想定して指導するということになりますと、その間に必ずしも実需を反映した実勢価格が反映されないのではなからうかといったような配慮もございまして、当分の間その動向あるいは需給両当事者間の交渉を注視してまいりたいという、こういうポジションにあるわけでございます。

○西中委員 この点については午前中も論議が若干あったようにございますけれども、いずれにしても、一キロリットル八十ドルなり八十五ドルという値段で輸入されているようにございますから、当然、円が一円高くなっても八十円、八十五円という差益が安くなるという、こういう形が出てくるわけでございます。

したがって、出光の場合でまいりますと、原油の値上げ分は千七百円だという言い方をしておるわけですね。そうすると、現在の出光の値上げの算定基準の円の値打ちは一ドル二百九十五円ということで、現在は二百八十五円前後、ここではやはり十円の円高というものがすでに生まれておる。したがって、この千七百円のうち八百五十円というものはおのずから吸収されるという計算になるわけですね。ですから、原油のコストアップは先ほどの御説明では七ないし八%ということでございますけれども、少なくともその半分近いものはこの円高で吸収されてしまうというところは言えるのではないかと思います。

昨年一年間の原油の輸入を通関実績で見ましても、ざっと二百十二億ドルというような巨額が実績が上がっております。まあ、計算の上からいけば理論的ではないかもしれませんが、大ざ

っぱい言ってこれだけの輸入が再び今年行われれば、円高がこのまま続くとするならば、単純計算でざっと二百二十億ドルという差益が出るということになります。したがって、これだけの巨大な差益が予想される。少なくともある程度の変動というものは見るにしても、この辺のところは大きな金額になるわけですから、やはり厳密にこれを検討して、通産省は通産省としての考え方というものが出てくるのは当然ではなからうかと思えます。くどいようございませぬけれども、私は重ねて御質問を次第でございませぬ。

○橋本利政府委員 当面的、一時的にはいま御指摘のありましたような計算も可能かと思えます。ただ、石油企業の場合、いかなる形で替為差益あるいは差損が発生するかということでございますが、おおよそ二つの場合があるかと思えます。

一つは、今回各元売り企業がやっておりますように、値決め交渉に入る前提といたしまして一定の為替レートを設定する、それが現実の取引の段階におけるレートとどのような差があるかということ、これが一つでございます。いま一つは、産油国から船積みする際のレートと、それから日本で通関いたしました一定のユーザンズ期間を経た後、現実の代金支払いになる段階でのレートとの差ということになるわけでございます。この場合には一船ごとと替為差益あるいは差損というものは出てくるわけでございます。そういう目での為替差損あるいは為替差益を計算しないと現実的ではないのではなからうかと思っております。

かといってレートの動きあるいは原油価格の動向あるいは石油製品価格の動向といったものを決して軽視いたしておるわけじゃございませんで、国民経済あるいは国民生活に与える影響の重大さのゆえにわれわれとしては常に注視の姿勢をとっております。こういうことでございます。

○西中委員 二月二十一日の参議院の予算委員会でも、資源エネルギー庁の長官は、二十五年度上

期の決算で見ますと、石油業界で約四百億円の差益が出ております。ただ、下期につきましてまだ決算が出そろっておりませんので、幾ばくになるかということをお断定的に申し上げるわけにまいりませんが、仮に上期並みのものが出れば八百億程度ということになるかと思えます。という御答弁をなさっておりますわけですね。そして、その後、「為替差益が仮に五十二年度も五十一年度程度に出るといたしても、それは値上げの幅をどうするかという問題でございます。為替差益があるがゆえに一切値上げする必要はないというところまでのことは、非常に現実論としてむずかしい問題ではなからうかと思っております。」「と言っております。要するに、この問題について長官がお考えのことは、かなり消極的などいいますか、値上げもしようがないじゃないかという意味合いにとれるような御答弁をなさっております。

それはそれなりの一つの筋があるのでしょうけれども、私は大臣にお伺いしたいのですが、総理は閣議で、たしか二月二十八日ごろだったと思っておりますが、円高を物価安定、物価高に生かすようにという指示をなされております。先ほどからいろいろとお尋ねをしておりますけれども、そういう点について生かしているかというふうな姿勢というものがほとんど感じられない。私としては非常に遺憾な思いをしております。私としては非常にこの配慮が欠落を生かしているという指示と考案合わせますと、取り組みが非常に甘いのではないかと、いろいろな気持ちがあるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○田中大臣 答えたいと思います。何しろ、国民生活の非常に基礎的な石油の価格の問題でございます。これが国民生活に及ぼす影響というものは相当大きなものがございます。これはいままでの御議論とは別個な関係でございますが、二千円のアップというものと現在の、細かいは別といたしまして、物価等々にどうは

ね返るだろうかということが非常に大きな問題でございます。消費者物価指数で申しまして○三程度、卸売物価で○二程度の上昇となるのではないかと、これを考えますと、やはり、この問題はわれわれといたしましては真剣に重大な問題として見守ってまいらなくてはならない。

同時に、総理の言われましたこの差益という問題を今後生かしているかという問題は、これはもちろんあらゆる問題について差益があるわけでございますから、この石油の問題だけでこれがどうかからということも決してございませぬが、総理の仰せられることは当然でございます。この円高の差益というものを今後のわれわれの政策の上にも十分に効果的に生かしてまいりたい、かように存じております。

○西中委員 このままの円高で半年なり一年なりしばらく推移すると仮定した場合にどれくらい差益が出るのか。先ほど五十一年度の上期、下期の数字を出しておられますけれども、五十二年としてはどういふ金額になるのか、わかれば教えてくださいたいと思っております。

同時に、時間もありませんから、現在の石油元売り会社のいわゆる民族系と外資系が非常に格差ができておるといふことがよく言われております。特に、外資系は非常に好調な決算を出しております。まあ、民族系といつても全部が全部悪いというわけじゃないと思えますけれども、中には、特定引当金を初めとして各種の引当金を非常に膨大に積み上げて決算をしておるといふところが見受けられるわけでございます。これはまたいづれゆくり質問をいたしたいと思っておりますけれども、それはそれとして、民族系の石油会社があるわけですが、一部では業界の再編成というふうなことが伝えられております。

大臣としては、この民族系の石油会社をどういふようにこれから指導しようとしておられるのか、また、再編成のお考えはあるのか、その辺のところをお答えいただきたいと思っております。

○田中國務大臣 ただいまの、同じ石油会社と申しましても、民族系と外資系との間に今度の影響の差も出ておりますし、また、累積債務という問題の重大な案件が掲げられておるわけでございませう。高度成長のときと違ひまして、低成長時代に入りましてこれらの業界に対しまして、当然構造的ないろいろの問題を考えなければならぬことは当然でございます。

ただいま御指摘の上期、下期の決算でございませうと、あるいはまたその後の詳細な点は政府委員からお答えをいたします。

○橋本(利)政府委員 まず、為替差益の問題でございませうが、昨年の十月から十二月までの通関平均価格は七十八ドル八十八セント、かれこれ八十ドルでございます。したがって、先ほど御指摘のように一円によって八十円の差がつく。あるいは今後七、八%の原油価格が上昇いたしますと、やはり八十五、六円になるかと思ひます。大体一月に二千五百万キロリッターぐらゐ入ってきておりますから、一円につき一月ますます二十億から二十五億ぐらゐというふうに御理解いただければ計算上はいいのではなからうかと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、為替差益と申しますのは、一つの問題は、船積み時におけるレートと通関後現実の支払時点におけるレートの差というものはその都度でないと、円高基調の中でも若干の起伏があれば、その範囲内において差損も生ずるわけでございますので、そういったものをどういふふうに計算していくかということにきわめてむづかしい問題でございませう。一応単純に申し上げると、一円につき月二十億から二十五億ぐらゐということになるかと思ひます。それから、民族系と外資系の問題につきましても、この企業格差が出ておる理由はいろいろあるかと思ひますが、一つは、稼働率が外資系が六九%程度に達しまして民族系は六七%程度である。あるいは採算油種と言われておりますガソリンの得率が外資系は平均して一五%、高いところ

は二%もあるわけでございませうが、民族系は一%程度といったところから、格差は縮小するよりはますます拡大する方向にあるんじゃないかという懸念をいたしております。そのためには、やはり、民族系企業が自分の置かれておる環境並びに石油の供給という、他の関連産業に多大の影響を与えるきわめて公益的事業をやっておるということを一いずれにいたしましても、安定供給を確保しなければならぬといった事業の關係等も十分認識いたしまして、みずからどのように再編成に取り組んでいくかというのを考えるべきだと思ひますし、政府といたしましては、そういう方向に即して側面的に支援していくという体制で臨んでおるわけでございませう。

○西中委員 若干話が変わりますが、原重油の関税を五十二年、五十三年の両年にわたって、現行一キロ当たり六百四十円を百十円引き上げて七百五十円にして、これを石炭石油特別会計に繰り入れ、石油の備蓄などの資金とするというように聞いております。いずれにしまして、現在景気がこのように非常に低迷しておるところでございませうし、この低迷から脱出するいろいろの要件がございませうけれども、物価安定ということも一つの大きな要件であるかと思ひます。そこで、産業の基礎物資である石油の関税を引き上げるといふことは果たして妥当なのかどうかといった問題があるかと思ひます。お聞きをいたします。

○田中國務大臣 先般キロリットル当たり百十円の値上げをいたしましたことにつきまして、この

今日までこの廃止などというふうな勧告も出ておるとかというふうに聞いておりますけれども、こういう措置をとられたことについて大臣はどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

エネルギーの問題のような根本的な重大案件、しかも国策として九十日を目ざしいたしましたあの備蓄の国際的な責任、こういうことを考えますと、これを関税の引き上げによって処理するということには本質的には間違つておると、実はかように私は考えておるのであります。

しかしながら、当面いたしました本年の状況下におきましていかに根本論を論じましたも当面の処理がどうしてもつかないということから、やむを得ない窮余の策といたしましてあのような結果になりました。しかし、今回の総合エネルギー対策閣僚会議並びにこれに必要な対策本部、さらに先般行われました新しく発足いたしました審議会、かようなものの一環大きなテーマといたしましてはまず第一に安全性の問題で、いわゆるパブリックアクセプタンスというものの本当に深い御理解と御認識のもとにエネルギーの問題と取り組んでいこう。同時に、資金の問題というものが最大の問題であると思ひ存じます。

ただいまお答え申し上げたような性質の暫定的なことではなく、エネルギー対策は国民的な総意によって本当に四つに組んでいかなければならぬ問題であるかと存じますので、改めてまた御相談も申し上げたい、かように存じます。

○西中委員 時間もなくなりましたので、あと二点だけ御質問をしたいと思います。まず、カラーテレビの問題でございませうが、I T Cが、日本製カラーテレビの輸入急増による国内業者への影響については、被害を与えている、クロダ、という裁定を下した。ここでアメリカ政府としては何らかの被害救済措置を打ち出すことはほぼ確実だというふうに伝えられておるわけですが、この問題について、通産省はこの事態をどう認識し、これからどういふ対処をされようとおるのか。また、このカラーテレビを初めいろいろな貿易商品が同じような心配をはらんでおるといふことも伝えられてきておるわけで、この問題がまたE Cにも波及するということも十分考えなければならぬが、いずれにしても、こういう

点について、何が原因であり、これからどうしていかれるのか、そのところを大臣にお答えいただきたいと思ひます。

それから、もう一つの問題は、現在繊維が非常に厳しい状況でございませう。特に絹業界、絹織りの関係でございませうけれども、非常に厳しい状況でございませう。これはまた改めてお聞きをさせていただきます。

また、このところ二次製品の輸入が急激に増大しております。これについての協定はないわけですから、結局生糸から撚糸、撚糸から絹織物、そして二次製品と、輸入の協定をした部分からほとんどと枠が広がって輸入量がふえてくるという傾向が強いわけでございませう。その点の対策も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○田中國務大臣 お答えいたします。まず、カラーテレビの問題につきまして、御案内のI T Cの勧告、結論が出ました。そして、そ

させられて、しかも、この会談の内容が資本と技術の協力であるという。これは明らかに通産大臣及び経企庁の長官の所管事項である。その行政当局の最高長官である皆さんに何ら相談もなく外交交渉をするという権限を、いつの日か日本の代表はだれから得たんですか。総理大臣ですか。

○田中中国務大臣 経済団体の自主的なことで参ったのではないかとそんたくいたします。

○加藤(清)委員 自主的に決められることと決められないことがある。内容の中に、政府借款五億ドル、商業借款十三億五千万ドル、合わせて十八億五千万ドルを日本へ要求するとある。これは民間の仕事ですか。

経済企画庁の長官にもお尋ねする。こういうことを大臣をつんばさじきに置いておいて、それで事が成り立つものですか。特に、政府借款といえは大蔵大臣、通産大臣、経企庁の長官と、ともに相談にあずかってしかるべき案件である。そんなことを勝手に民間人が権限を与えられておるんですか。いつ与えられたんですか。

○倉成國務大臣 お答えしたいと思います。そのような権限を与えられていないものと思っております。

○加藤(清)委員 さらば、きょうの朝日新聞はうそを報道しておるのですか。

○倉成國務大臣 民間にそういう権限を与えるはずがないと思っております。

○加藤(清)委員 これはひとつ両大臣ともに朝日新聞を調べると同時に、この民間団体へ直ちに打電して、越権行為すること相ならぬと監督官庁の長官は指示を与えるべきだと思います。これは当然のことなんです。なぜ私がこんなところで力を入れるかといえは、いま問題になっております繊維産業で、日本の力が低下の一途をたどって、いまに日本の繊維産業は崩壊するかも知れないと稲葉秀三描くところの提言が政府の皆さんに提案されておるはずである。その原因を皆さんは何と心得てみえるか。どうして日本の繊維産業が発展途上の産業に負

けて、国際競争力を喪失しつつあるか。その原因に大きな影響を与えるから、私はあえてこれを申し上げる。抽象論的に日本の繊維産業を守りますとか、日本の繊維産業を育成しますのなんということをパーティーだとか一杯飲んだ席でしゃべるくらいのことならだれでもやれる。そんなものは全部お世辞なんだ。また、聞く側もちゃんとお世辞だと知って聞いておる。

しかし、この際、政府側も国会の立法院も経済界も一致結束して波打ち際から向こう、そして、そこから押し寄せてくる台風は一致結束して防ぐというところがわれわれの任務であると私は思っております。当然その具体策があつてしかるべきである。それを累加し、それを倍加し、それに輪をかけておる。それを累加し、それを倍加し、それに輪をかけておる。それを累加し、それを倍加し、それに輪をかけておる。それを累加し、それを倍加し、それに輪をかけておる。

その一つが資本なんです。日本の繊維産業は自己資本なんです。発展途上の繊維産業の資本は有償、無償なんです。無償でもらつたものが多いんだ。有償の金利は、これは大蔵省が来ておらぬから聞いたってわからぬでしょうが、大体三分からせいぜい四分の金利なんです。日本は歩積み両建てを加えたら一割四分から五分の融資になる。けんかになりつこないじゃないか。

もう一つの問題は技術提携で、これがまた問題なんです。技術提携とか技術交換という美名のもとに隠れて、日本の技術をノーズプロセスでどんどん向こうへ渡しちやつておる。それをだれが奨励しているかというたら通産省なんです。日本の業者は、あるいは日本の専門家にそれをやらせている。したがって、きょうのごころではどうなっているか。日本の関係業者は、やがて自分に打たれる鉄砲玉をつくって相手に渡すようなものだから、もうそんな技術指導なんというものは御免にしてくれと言っている。当然なんです。現に、すでにそれがコルテン、別珍——静岡全体のコルテンはほとんど全滅しましたよ。しほり、これはいま輸入が七割から八割に達しているのですよ。みんな日本の技術をまわっている。イミテーション

ョンなんです。だれがそれを指導したのですか。通産省が火をつけて、商社が持つていって、向こうの低賃金と日本から持つていった有償、無償の低金利の設備でそれを加工させて、そのさやかせぎをするというところに輸入業者はうまみがあるけれども、それと対抗して市場で争わなければならぬ。日本の地場産業の連中は勝つてこないじゃないか。そういうことをなぜあえて行わなければならぬのか。

これは死者にむちうつ気はないが、佐藤さんという人が総理大臣のときに、私が予算委員会でも懇懇と言つたことなんです。いまは亡き横路節雄君、彼と初めて韓国賠償が行われる無償八億ドル、有償四億ドルのときに最初にうぎを刺しておいたはずなんだ。案の定指摘したとおりになつてきた。もつて責任をいかんとすると言いたいところだが、でき上がったことについてはどうにもならない。死んだ子の年を数えようとは思わぬ。

いまにして技術提携とか隣国と仲よくするなどという美名に隠れて、なぜ日本の同業者を倒産に追い込まなければならぬのか、はつきり聞きたい。

○田中中国務大臣 ただいまの加藤先生の御指摘のごとく、今日の日本の繊維業界の非常な苦況の中、しかも、非常に大きな分野は韓国の後発繊維業界の通増であろうと存じます。なお、経済協力という問題は、御承知のとおり、日韓関係の親善という意味におきまして、隣邦としての後発途上国に対する指導というふうな面で行われたわけでございますが、なかならず繊維業界におきましては、いまやそれが非常に重大な原因になっておりますこともよく承知いたす次第でございます。

○加藤(清)委員 大臣はどうなさるんですか。

○田中中国務大臣 ただいま、御案内のとおり、繊維の関係におきましても、御指摘の大島あるいはしほり、あるいは別珍その他の問題につきましては、日韓両国間で非常にむずかしい交渉の段階に参つておる。これも技術の指導あるいは協力の

派生的な結果であることについては御指摘のとおりでございます。

○加藤(清)委員 私もうそやみえや酔狂を申し上げているのじゃない。あくまで具体的事実に基づいてものを申し上げておるのでありますから、したがって過去のことには、もう死んだ子の年は数えない。今日この時点において、いま経済ミッションが行っている。そして、きょうの朝日新聞の伝えるところによると、十三版九ページの中段から下へ五段抜きで出ておる。これを確かめて、もし事実であるとするならば、これは越権行為である。そうでしょう。越権行為ではないのですか。首を振つてみえるが……。借款を民間団体に許すのですか。だから、最初から許可を与えたかどうかと聞いておる。許可も与えないで、つんばさじきだと言われたでしょう。つんばさじきで民間団体がそんなことをやれますか。それが社会党が行つてそれをやったらどうしますか。そんなことができませんか。十八億ドル余の問題をどうしますか。

○矢野(俊)政府委員 そういうような記事が確かにけき出ておりました。

ただ、私どもとしましては、先ほど大臣からもお話がありましたように、そういうものを交渉する権利を与えておるわけではございませんし、仮にそういう話がありまして、そういうことを持つてまいりまして、私ども政府としてはこれを当面認めるといふような態度をとるつもりはございません。

内容は、韓国政府からまたいろいろと改めて要請があればケース・バイ・ケースで判断することでございます。たまたまそういうことが話し合ひができたからと持つてまいりまして、私どもとしてはこれを認めるといふ態度をとるつもりはございません。

○加藤(清)委員 担当局長は、もしそれが実行に移され、二国間の協定となつて返つてきても日本政府としては認めないと言つておるのですが、私は、これは大臣の仕事だと思ふのだ。局長の仕事じゃないのですよ。答弁は局長はしてもいいです

と、社内あるいは自己の体内に蓄積のある間は生き延びていけるのですが、しかし、蓄積をだんだん食いつぶしてしまつて、もはやどうにもならないという場合にはもうカンフル注射を打つ以外に手はないと私も思っている。

そこで、お尋ねしますが、きのうの糸相場はベイヤシですか、しませんか。

○藤原政府委員 お答え申し上げます。

昨日の綿糸の相場は四十番で三百十三円四十銭、終わり値でございます。それから毛糸につきましては四十八番双糸でございますが、千七百五十七円とございまして、いずれもコスト上ベイヤシかねる状態にあると思ひます。

○加藤(清)委員 そのとおりですね。いま当月限の三月値をおっしゃられたが、仮に先物の八月限になりましたら、順ざやではあるけれども、これでもなお出血生産ということになりかねない。なぜならば、羊毛は豪州の羊が大火事で牧場でバーベキューになつてしまつたし、コットンの方はコットンで世界的な原料高、つまり言う原料高の製品安ということで、これではどう考えてもちょっと採算割れですね。このことを続けていけといふことであるならば、通産省としては続けていけるような手助けをしなければならぬ。もしそれができないというならば、それでは在庫が過剰になつて、売れ行きが悪い、値段も出血であるということにかんがみて、長期とは言いませんけれども、二ヶ月とか三ヶ月とか、大体これは会社によつては四半期ごとにベイヤシをするところが多々ございまして、せめて一・四半期ぐらいの期限を切つて、ある程度の縮小生産もまた一つのカンフル注射になるではないかといふことが言えるのです。

この点につきましては時間が大変欲しゅうございまして、いづれ担当官と詰めを行つて、わが党の繊維対策委員会の意見のみならず、与野党を通じて、与野の武藤君ともよく相談して、彼なら理解が深いです、それから公明、民社、共産の皆さんとも話し合つて、これは目下緊急避難

措置を講ずべきであると思ひます。

きょうの相場だけではわかりません。しかし、六ヶ月先の相場を見てもそう狂いはないし、これ在庫の方を見ますというといふぶん高うなつております。ただ、例外に考えなければならぬのは絹糸ですね。これはもう倉成長官は農林のベテラン中のベテランでいらつしやいますから、絹糸価格安定法がどのような作用をしているかはよく御存じのこととございまして、これはまた対策は別途講じなければならぬと思ひます。なぜ別途かと言へば、これは日本の機屋にだけだけ操短を命じたつて原料が違ふ。

あなたは農林のベテランですからよく聞いてくださいよ。日本の蚕糸価格一万三千円、きのうきのうの相場は一万二千八百円を超えております。それは日本の製糸業者と養蚕業者を守るために、バルクライン方式とかなんとかかとか、米価設定に似通つた方式で決められておる。そのことをとやかく言うわけではございせん。しかし、その値段はちょうど日本の米価が世界プライスと比較して非常に高く設定されていると同じ状況をこの糸にもたらしめているわけとございまして、中国や韓国からい日本へ蚕糸は幾らで入つておりますか。

○藤原政府委員 生糸の値段でございまして、中国及び韓国の方から入つておりますものは、大体一万五百円から一万一千円の間ぐらゐであるかと思ひますが、国際比価としてはもつとずつと安うございまして。

○加藤(清)委員 安値八千円、高値一万何がしといったところが相場のようでございます。と申しますのは、二十一中、二十四中、つまりデニールで違つてまいりますからなんです、しかし、経企庁の長官、ここから先をよく聞いてください。世界プライスが幾らになつていくということが問題なんです。フランスはパレス生地を織ります。イタリアもイギリスも絹織物を織ります。これはカーテンに始まつて、夜のパーティーのドレス生地に至るまで使われております。幾らで買つ

ているか。安値二十元、高値三十元でございまして、二十元とは約四千円、三十元は約六千円で、日本の糸の半分なんです。韓国や中国が日本には八千円から一万円まで売つておきながら、その同じ糸をなぜ外国へ四千円か五千円か六千円で売るか。中値をとつて五千円で売ると言へば、それはバーダー方式がとられ、日本から売り込む日本の材料の値と見合せてくるからなんです。カウンターの関係が違ふからなんです、世界プライスというものはそういうものなんです。

中値をとつて五千円で機を織ります。日本式の着尺三丈五、六尺にしてみて、これに織り工賃を入れます。それが千二、三百円で、それでもなお六千円から七千円で平生地はでき上がる。だから、これが輸入されてくる場合にはどういふ結果になるか。日本の糸値より安いのです。織つた生地の方は日本の材料よりも安いのです。こうなつては日本の機屋がどんなに低賃金で織つても、どんな低賃金かという、三十六インチ幅五十五メートルのタフタ、これは三十六インチを五十五メートル織るのです。それが工賃幾らだと思ひになるか、千円以下ですよ。十三時間かかりますよ。だから、若い女の子はもうやらない。東京へ行つてパチンコ屋へ行つたり……。そこから先は名前が言いにいから言いませんが、そういうところへ行つてやると一時間に千円も千五百円ももらえる。十三時間かかるのが東京へ行くと一時間かかせる。あはげてそんなことができるか。これでは日本の繊維産業はすたるとは当然なんです。

通産大臣、何も農業政策が悪いだけではない。農業政策のコスト高という問題と、日本が関係国へ輸出する基幹産業から発生してくる産物の向こうへの渡し価格、すなわちこれは通産省傘下だ。この二つの原因によつて、そのしわが、高い物を買わされたしわが日本の機屋以下、先の染め屋から何かに影響してくる。これはだれの責任でしようか。ここをえぐらずして繊維産業を改革しますの、繊維産業を助けますのと言つたつて、そ

れは空念仏なんです。さて、これについて農業のベテラン中のベテランの倉成長官に、蚕糸価格がこのままだったら、蚕糸価格という組織は安定するでしようけれども、機屋の方はきわめて不安定法であるといふことが御理解いただけたいと思ひますが、どうされますか。

○倉成国務大臣 蚕糸価格と、それから機屋さんの問題、日本の農業との関連の問題は確かに非常にむづかしい問題でございまして、日本の蚕糸業も二十年ぐらゐ前には大分停滞を続けたわけですが、農家にとつてお蚕さんを飼うのが非常に有利であるということから、山村その他の農家のかなりの収入源になつておる、その辺のところと機屋さんの利害というものが必ずしも一致しないといふところが問題があらうかと思ひます。両方からみながら、その調和点をどこに見出していかうかといふことをやはり考えていかなければならないと思ひます。

加藤委員は、その辺、機屋の立場から言つて、そんな高いものを買わされてどうもけしからぬといふようなお立場かと思ひますけれども、その辺のお気持ちをよく理解できると思ひます。

○加藤(清)委員 先ほど公取の委員長がおっしゃられましたように、現状把握、現状の的確なる認識、その上立つて、こう薬方式じゃなくて、こう薬を張るんじやなくて、体質改善のための根本策をいまして講じなければどうにもならぬものではないか。ここらあたりが先ほどの巻頭言に出ました稲葉さんたちの意見で、私は稲葉さんとはこの案を練るに当たつても何度も会つておるのです。これを詳細やつていくと長くなりますから、この案を執行に移すにはこういうことを注意願ひたい、そのバックはこういうことがあるといふて社会政策審議会が書き出したから、これを一部、大臣に差し上げておきます。各関係大臣にみな後で差し上げますが、これを読みながらひとつ……。

さて、次に進みますが、さようでございますが、
がゆえにカンフル注射は必要である。そのカンフル注射のうちの一つの案件としての不況カルテル、これも必要である。その他融資とか税制とか、だれでもすぐ気がつくような案件はたくさんありますが、私は、特に経産庁長官にも外務大臣にもぜひ御検討を煩わしたい問題がありますから、あえて提言いたします。その中にも書いてございますけれども、それはすなわち「秩序ある輸入」でございます。これは提言の中の最後に、結論の前の項にうたわれている案件でございます。「秩序ある輸入」とうたっております。この審議会の提言に対しまして、政府の一方は「秩序ある輸入」とは何ぞやと受け取って見えますか。「秩序ある輸入」のカテゴリーをお教え願いたい。

○倉成国務大臣 通産大臣がお答えするのが適当かと思ひますけれども、「秩序ある輸入」というのは、先生のお話をそんたくいたしますと、国内の産業に非常に悪影響を与えないような形での輸入というふうな理解しているわけでございますけれども、いかがなものでしょうか。

○加藤(清)委員 この問題は、私が予算を十何年やっておる間、毎年のように繊維を引き合いに出して言ったことなんです。ですから、あれは繊維気遣いだとか、ほめる人は繊維の神様だと言うけれども、私はそれは思っていない。好きだから毎年口に、毎日口に、日本の基幹産業であり、日本の女性のふるさであるこの繊維産業が、日本に繁栄していくようにと心に念じている。

佐藤総理はこう言うたんです。秩序ある輸入とは何か—あなたと同じようなカテゴリーと云うよりは、総括的意見と言った方が当たるといふね。でしたが、それをだんだんに進めていった場合に、当然そうなりまると、純然たる放任の自由ではなくして、制限という問題が発生してくるわけですね。その制限の線をどこで引くかということ論争しましたら、佐藤総理いわく、もう隣組と仲よするんだから、韓国と特例を挙げ、てそんなにもうげげい言わぬでもらいたいと言

うのです。そして、しまいに、隣と仲よするの何が悪いという言葉が出ました。それで私は言ったんだ。隣と仲よすることに私だって反対じゃないし、やぶさかではない、一衣帯水の隣組と仲よすることは大変必要なことだ、しかし、自分のうちの女房、子供を泣かしたり殺したりして隣の奥さんと仲よする主人がいたら、これは何と云うのですか、道楽おやじでしよう、と云うたんだ。もし、うちにまじめに働いている主人がいるというのに隣の主人と仲よする奥さんがあつたら、これは何と云うのですか、よるめきと云うのでしようと言つて、道楽やよるめきをあなた奨励するのですか、じゃ具体的に言いますよと言つたら、以後、この問題について、隣と仲よする

ことが何が悪いということは何と云うか、具体的実例を示す前に現状認識に欠けているという話がちんぷんかんぷんになりますから、だから冒頭の質問に戻りますが、先ほど質問しましたマクロの立場でやるとなると、ミクロへ行きましよう。しぼりはどれだけ入っておるか、大島はどれだけか、友弾はどれだけか、西陣はどれだけか、白生地もこつたものは抜いて、絹の白生地のうち先ほど話が出たちりめん、縮子、パレスはどれだけ入っているか、これだけ発表してくださいます。

時間が無いから、これは予算委員会だったら大変だけれども、先に行きましよう。それは後でいい。それは無理だね。私が予告しておかなかつたから、これはこつちが悪いんだ。いいですよ。

秩序ある輸入は、パーセンテージにしたならば、オール日本の生産に対して何%ならいいか、オール日本の消費に対して何%程度の輸入ならいいか、これを両大臣にお答え願いたい。公取委員の方でも、秩序ある産業と秩序ある貿易ということになったならば—基本は、私は、内にあるものは買必要はないという素朴な考え方です。内にあるものはよそで買必要はない。しかし、あえてそれも買わなければならぬというならば、

何%程度であれば内の企業は存立するでしょうか。

○倉成国務大臣 通産大臣から後でお答えがあると思ひますが、私の感じを申しますと、非常に難問中の難問を聞いておられると思うわけでありまして、何%であればよろしいということを一概に申すことはできないんじゃないかと思うのでございます。

恐らく繊維産業についてのこと、いまのお話は恐らく絹織物を中心のお話で……(加藤(清)委員「内にあるもの」と呼ぶ)内にあるものとおっしゃいますけれども、基本的に日本の国は資源、エネルギーその他のものをどうしても外国に依存して入れてこなければならぬ。したがって、また同時にこれを加工して外に出さなければいけないということ、非常に相互依存関係にあるわけでございます。したがって、外国からもまたある程度のもを入れてこなければならぬという相互依存関係をにらみながらその問題は考えていかないと、一概にただ内にあるからだけというわけにはいかないんじゃないかと思ひます。

○加藤(清)委員 具体的にいきましよう。時間を急ぎますし、皆さんを余り拘束しちゃ申しわけありませんから。

私は、具体的に、内にあるもの、内でもできるもの、買わずに済むものと言つていられるのです。もちろん有無相通するという自由貿易の立場は尊重いたします。その自由貿易を尊重してガットをつくり、IMFをつつたアメリカはしからばどうしたでしようかと言つて、先例集を調べてみましよう。アメリカと日本との繊維の貿易は、アメリカの制限、日本のおおじぎの歴史です。オキニペイドジャパンがオキニペイドジャパンでなくなつた後もずっと継続されておりました。そこで、最初は日本の絹が燃えるからいけないというので、これは数量ではないのです、燃えるからいけないという制限を受けました。それはデューボンのナイロンがアメリカの政治家に運動を仕掛けたからでございます。私は使に行きました。こちらの

本会議でその不当性を論じておいて行きました。次がワールのラッシュでございます。ラッシュ、ラッシュだからいけないと言つたのです。そんなはずはない、じゃオール消費の何%かと尋ねますと、ガバメントオフィスの答えは二四%だと言つたのです。そんなばかな話があるか、だれにそんなことを聞いた—私はワシントンへもニューヨークへも使に行きました。ニューヨーク・タイムズにもワシントン・ポストの編集長にも会いました。そして、二四%というガバメントオフィスの報告のようですが、それは本当ですかと言つた。もし本当だとすれば、アメリカのオール消費は二億の人間に対して四億ポンドずつ使っているんだから八億ポンドになるじゃないか、その二割だつたら一億六千万ポンドも日本から輸入しているんですかと言つた。行くははるか豪州メルボルンへ行つて、材料はあなたの方の許可で入れていたんですよ、脂つき綿毛を全部トータルをとつたつてそんなにならぬじゃないか、そういういにかげんな数字を出すものじゃないかと言つた。そうしたら、あ、これは間違つておりました、わが国は—ここからが大事ですよ。長官もよく覚えていてくださいよ。わが国はオール消費の五%で線を引いております、九五%は自国産で間に合いません、したがって、日本の二四%というのは五%の中に占める率が二四%である、と、こう言つておる。

つまり、二掛ける五は十で、一%とちよつとなんです。一%というものは、三百六十五日にすると一週間には足りないのです。そのときに制限ですよ。コットンはどうですか。シルクに始まつてウール、今度はコットンはどうなつたか。コットンはオール消費の四%、五%台に日本の輸出が達したときに制限です。それまで段階を幾つも幾つも重ねて、二国間協定を何回も何回もやり、ニューマールだとかジュリックだとか、向こうの忍者部隊と私は何度会つたかわからない。そして五%時代に至つたらどうしたか。縦六十四品目横四季節割り、基盤の目みないものだ。それにシッピング

が間に合わなければ、ウールの場合は制限ラインがあつて、それを超えたら従量税と従価税を一遍に併課する。関税は途端に三割六分の余になる。これがアメリカの先例です。

カナダはもつと厳しいが、それを詳細に申し上げる時間はありませんが、カナダも大同小異です。それに対応してE.C諸国はどうしたか。アメリカ、カナダにシャットアウトされた日本の繊維をほりつておいたらこれは大変だ。そこで、ガット三十五条第二項の援用をいたしまして、日本の繊維産業を差別待遇をいたしました。大臣、よく聞いてくださいよ。一年や二年じゃないですよ。いまから二十年も前に発足した差別待遇がことしもまだ続いているのですよ。称して自由貿易と云う。自由貿易という名の制限貿易だ。そこらあたりで、先例集これあり、日本のリストを一遍つくりてみてください。

○藤原政府委員 繊維の輸入制限の問題でございますが、いまある御説明がございましたように、長い間日米繊維問題は非常に困難な経路をたどりましたし、また、E.Cともそういう問題があつたことも事実でございます。日米間におきましては、状況がすっかり変わりましたので、先般ほとんど自由状態に近づいてしまつたわけでございませうが、アメリカの場合におきましても、何%に達したからという、そのはつきりしたトリガー方式といひますか、そういうことではなかつたように思いますが、ただ、問題は、非常に一時的なラッシュと申しますか、特定の品物のラッシュというものがある問題になつたかと思ひます。日本の場合につきましては、先ほども秩序ある輸入というお話がございましたが、経企庁長官からも御答弁があつたわけでございますが、何%かということについては大変むずかしい問題かと思ひますが、私も、やはりフラッドするのは大変困るのだという感じでおるわけでございます。○加藤(清)委員 わかりました。これはあなたの答弁がわかつたのじゃないのですよ。局長の答弁はそれでいいのです。それでいいが、私がラッシュ

だからと言つたからといって、あなたまでがラッシュという具体的事実がアメリカにあつたなどという前提でものをおっしゃると、それは間違ひであると言へます。アメリカの制限の枠は何であるか。数字ではありません。アメリカの同業者が国会へ陳情すると、これが数字になる。それだけのことなんだ。ラッシュがあつたからとおっしゃれば、なくてもあるのだから、将来を予見してやるのです。

たとえば、いま韓国、台湾に対してなぜ日本が制限できないかということをお聞きしたいのだけれども、それをやっておつても答弁はないでしょうから、アメリカはやつていますよということをお報告します。それはどういふことか。合成繊維です。ここに公取の委員長のところへ不況カルテルを結ばなければならぬと持つていく原因があるのです。どういふことか、日本の合成繊維の生産設備は百二十八万トン、いま韓国と台湾に八十五万トンの生産設備がございます。これはオール日本の六割五分の余になりますね。それで、これはどこへ輸出するのですか。——答えられませうか。

○藤原政府委員 韓国の合成繊維の輸出先は、詳しいデータは手元にはございませんが、私が承知しております限りではもちろん日本へも参りますし、それからアメリカその他東南アジアにも参ります。○加藤(清)委員 これは途端に使えものじゃないのですよ。そのものずばりで使える材料じゃないのです。カットしたコットンやウールの身がわりで使えませんが、ロング繊維だつたらよろなればならぬ。長官は練るといふことを御存じでしょう。絹の場合は練るといふのです。練る、よる、というのです。この過程を経なければ使ひ物にならないのですよ。つまり、お米で言いますと、玄米では使ひ物にならないことと一緒なんです。もみ米では食べ物にならないことと一緒なんです。それができた当初、これはだれがつくつたと思ひなされる。韓国はできませんよ。台

湾はできませんよ。日本の政府と日本の企業が進出していつて、向こうと妥協して共同経営でつくつた工場ですよ。それをアメリカはいち早くよく知つておる。そこで、そんなものを買い込んだらアメリカの合成繊維会社がいかれちゃうというところで、だから、一昨年、できる前にシャットアウトです。したがつて、ここへニーマーやジュリックが何度か何度も来て、キッシンジャーも来てシャットアウトした。ついでに日本の合成繊維も十把一からげでシャットアウトされたけれども、それは不当行為である。E.C諸国と比べたら、日本に対する不当な圧力ではないかと言つてやり合つたのだが、いまなら時効にかかつておるから言えるでしょう。それで日本は一年で免除ということになつた。ですから、いま日本は免除ですよ。

しかし、韓国の糸はそれじゃ発展途上国へ持つていつて何に使うのですか。使えますか。E.C諸国はシャットアウトですよ。日本の繊維さえシャットアウトして居るのでしたら、日本は買わざるを得ない。一緒に工場をつくつたものだからね。これが入つてきたらどれだけ日本の合成繊維のカルテル行為をやつたつて不況は免れません。アメリカはなぜそれをラッシュもしない先にシャットアウトしたのですか。いち早くアメリカの調査網がこの工場の生産能力をキャッチして、アメリカの当該業界と政界が話し合つて、最初に多国籍協定に持ち込む前に個々の二国間協定をし、そして今度はガットの多国籍協定に持ち込んで、日本と韓国と台湾だけをシャットアウトした。例外措置として、一年だけで日本は免除された。それも交渉によることなんです。アメリカもE.C諸国も、したがつて繊維の貿易制限をする。貿易は自由をたてまゑとしておるけれども、個々の案件については例外措置をいつても当てはめて居る。その当てはめる数量は何かといつたら、パーセンテージでもなければ、ラッシュでもなければ、品物が悪いわけでも何でもない。自国産業を擁護する立場から、自国産業の当該産業から要望のあつたときにこれを行つて居るのです。それが過去の歴史

史なんです。田中通産大臣という人があつた。彼氏が通産大臣になられたところにアメリカが日本にそういうことを申し入れてきたので、私も社会党の政審部会には田中通産大臣に会つて——これはいまの田中さんではないですよ。いまの人とは違ひののですよ。時の田中通産大臣に会つて、かくかくのことだから、あなたがこれをアメリカに対して許すなら、返す刀で韓国や台湾へやりなさい、アメリカの方はやつているのだから、あなたもやりなさいと言つたことがございます。しかし、これは検討の価値ありということ、それがあつた程度とめになつたことは事実です。

もつて新しい通産大臣、いかんとなさるか。○田中中国務大臣 本日は、加藤先生の本当にうちくをきわめられました繊維の關係のお話をしばらくぶりで承ることができました。本当にありがとうございます。なお、貴重な御体験とまた非常な御造詣に對しまして心から敬意を表しますと同時に、お話しの内容につきましても十分に検討をさせていただきます。善処したいと存じます。

○加藤(清)委員 本日御議論でございますが、幸いあれこれについてせつかくの新大臣の御答弁をいただきまして感謝にたえないところでございませうが、繊維のみならず、不況は大変です。三月を越せるか越せないかといふので四苦八苦している。いまここで私どもがこうやつて居る間にも倒産が次から次へと行われて居るといふことを私どもは知らなければならぬと思ひます。三大臣はすでにそんなことは御案内のことでございますが、一兆円減税も大切でございますけれども、なお大切なことは、いままさに倒れんとし、いままさに死なんとし、手を伸ばさずすれば助かるもの手を伸ばすにおいて殺したとなれば、政治家としても、あるいは行政の長官としても、もはやそのかなえの軽重を問われることになると思ひます。そういうやさきに差しつかつた今日、これはイデオロギーの問題でもなければ与野党の問題でもな

く、日本経済をどう発展させるか、どう苦況を乗り越えさせるか、そしてなお日本の産業の国際競争力をどのように培養していくかという問題でございますので、ぜひひとつ格段の御努力をされんことを要請し、第二ラウンド以下は次の機会に譲りまして、本日は約束の時間が参りましたので、これで終わります。

○野呂委員長 次回は、来る十六日水曜日午前十時理事會、午前十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時一分散會

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 委託販売輸出保険(第十条の二)第十条の四」を「第四章の二 輸出保証保険(第十条の二)第十条の七、第十条の九」に改める。

第一条の二中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 この法律において「輸出保証」とは、次に掲げる保証であつて、保証金額その他政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

一 輸出契約又は技術提供契約に関する入札(以下「入札」という。)の条件に含まれる保証

条項に従い入札に基づく債務について当該入札の相手方に対してする保証(違約金その他これに類する金銭を支払い、又はその支払に代えて主たる債務の全部若しくは一部を主たる債務者に代わつて履行し、若しくは第三者に履行させる旨の保証をいう。次号において同じ。)

二 輸出契約又は技術提供契約に含まれる保証条項に従いこれらの契約に基づく債務について当該契約の相手方に対してする保証

三 前二号に掲げる保証(前二号に掲げる保証に係る保証であつて、この号に該当するものを含む。)をした者(以下「保証人」という。)がその保証条件に従い保証債務を履行した場合における主たる債務者の当該保証人に対する賠償債務について当該保証人に対してする金銭の支払の保証

第一条の三中「輸出金融保険」の下に「輸出保証保険」を加える。

第一条の七第四号の次に次の一号を加える。

四の二 一會計年度内に引き受ける輸出保証保険の保険金額の総額

第四章の二中第十条の四を第十条の九とし、第十条の三を第十条の八とし、第十条の二を第十条の七とし、同章を第四章の三とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 輸出保証保険

(保険契約)

第十条の二 政府は、輸出保証保険を引き受けることができる。

2 輸出保証保険は、外国為替公認銀行その他政令で定める者(以下「外国為替公認銀行等」という。)が、入札をする者、輸出者又は技術提供者(以下「入札者等」という。)の委託に基づき政令で定める貨物の輸出又は外国における技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供であつて政令で定めるものに関してこれらの者のためにした輸出保証について、次の各号の一に該当する場合において、保険契約の締結後に当該輸出保証の相手方から保証債務の履行の請求を受け、保証の条件に従いこれを履行したことにより受ける損失をてん補する輸出保証とする。

一 主たる債務者たる入札者等が入札又は輸出契約若しくは技術提供契約に基づく債務であつて第一条の二第九項第一号又は第二号に掲げる保証の対象とされるもの(以下「保証対象債務」という。)をその本旨に従つて履行したとき。

二 主たる債務者たる入札者等が保証対象債務

をその本旨に従つて履行せず、又は履行することができなかつた場合において、それが第三号各号に掲げる事由その他の当該入札者等の責めに帰することができない事由のうち、当該入札者等が債務不履行の責任を負わないものとして当事者が定めたものによるものであるとき。

(保険価額)

第十条の三 輸出保証保険においては、輸出保証の保証金額を保険価額とする。

2 輸出保証保険の保険金額が保険価額に百分の九十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える部分については、保険契約は、無効とする。

(保険金)

第十条の四 輸出保証保険において政府がてん補すべき額は、保険価額のうち第十条の二第二項各号の一に該当する場合において外国為替公認銀行等が輸出保証の相手方から請求を受けて保証の条件に従い支払つた金額(当該輸出保証が第一条の二第九項第一号又は第二号の保証である場合において、違約金その他これに類する金銭の支払に代えて主たる債務の全部又は一部を主たる債務者に代わつて履行し、又は第三者に履行させたときは、そのために要した費用の額と違約金その他これに類する金銭の額とのいづれか少ない金額)から輸出保証の相手方から回収した金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(権利の行使)

第十条の五 保険金の支払を受けた外国為替公認銀行等は、輸出保証の保証債務の履行により取得した財産上の権利であつて、輸出保証の相手方に対して有するもの行使に努めなければならない。

2 保険金の支払を受けた外国為替公認銀行等は、支払を受けた保険金の額に相当する金額について、主たる債務者たる入札者等に対する求償権又は第一条の二第九項第三号に掲げる保証

を受けている場合における当該入札者等の賠償債務について保証した者に対する保証に係る金銭の支払請求権を行使してはならない。

(回収金の納付)

第十条の六 保険金の支払を受けた外国為替公認銀行等は、その支払の請求をした後前条第一項に規定する権利を行使して回収した金額から輸出保証の保証の条件に従い保証債務を履行した日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第十条の四に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第十四条の二第二号中「第一条の二第十項第四号」を「第一条の二第十項第四号」に改め、同項第五号中「第一条の二第十項第五号」を「第一条の二第十項第五号」に「行つた」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 輸出保険特別会計法(昭和二十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「第十条」の下に「第十条の六」を加える。

理由

貿易構造の変化に伴い、輸出者等が輸出保証を得るための困難が増大し、貿易及び産業構造の高度化並びに経済協力の推進等に寄与するプラント類の輸出、海外建設工事等の促進に支障が生じている現状にかんがみ、輸出保証の円滑化を図るため、輸出保証に伴う危険を担保する輸出保証保険を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第四号中正誤

ハニ 段行 誤 正
鉄鋼におきまし
て、セメント
鉄鋼におきまし
て、セメント

昭和五十一年三月二十四日印刷

昭和五十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局